

「CM 保険に関するアンケート結果」について

2008年1月30日

1. 日本 CM 協会 CM 賠償責任保険

- ・ 2002年4月 CM賠償責任保険（専門職業人賠償責任保険）の検討開始
（日本 CM 協会 保険制度委員会）
- ・ 2008年4月 CM賠償責任保険の稼動

2. CM 賠償責任保険のアンケート

- ・ アンケート経過
 - ① 2003年8月：CM 保険の必要性について
 - ② 2004年11月：CM 業務のリスクについて
 - ③ 2006年3月：CM 保険内容について
 - ④ 2008年11月：創設された CM 保険について

3. 2008年度 CM 保険アンケートの結果について

- ・ アンケート対象者：日本 CM 協会会員企業
（発注者、設計者、工事者等含む）
- ・ アンケート数：596社 回答数88社、有効回答数85社

以 上

■2008年CM保険アンケートに寄せられた主なご質問、ご意見に対する回答

No.	ご質問又はご意見	回 答
1	発注者支援業務（公共土木工事）などのCMと類似した業務は対象となるのですか。	協会の定めるコンストラクション・マネジメント（CM）業務委託書に記載された業務であれば対象業務となります。
2	保険はCM以外でも使用可能でしょうか	（No.1 回答と同じ）
3	積算事務所主体（コスト・数量を扱う）の事務所ですが、間接的（下請業務）である為どこまでがCMなのか明確でない	下請業務だとしても、No.1 回答と同じです。
4	設計者の加入している専門家賠償保険とCM保険との中間領域についてのオプション契約業務の対象の可能性は（エンジニアリングレポートの作成。LCC、PML、etc）	（No.1 回答と同じ）
5	建築家賠償保険に加入しており、それとよいとの会社の見解	マネジメント業務は、建築家賠償責任保険の補償範囲外となっております。
6	加入タイプ9パターンのちがいについて、自己負担額なしの方が保険料が同等で、同じ補償が受けられ有利と思われるのですが？	最低保険料であれば、補償の厚いプランを選択されることをお勧めします。その他は加入者で比較検討をお願いします。
7	個人の場合、仕事（受注金額）に応じたの単価が知りたい。又保険は一括で支払うのか。詳細が知りたい	年間業務報酬料に対しての保険料となります。保険料支払いには分割払いはありません。
8	案件毎での加入が可能とならないか。	プロジェクトの難易度により保険加入の有無が変更となるような逆選択を排除すること（モラルハザード防止）、及び加入事務の煩雑化を防止するため、年間包括契約のみのお引受とさせていただきます。
9	出来れば保険料水準をもっと下げてほしい	今後保険の拡大と共に検討してまいります。
10	バリエーションを増やして頂きたいです	（No.9 回答と同じ）
11	保険料をもう少し下げてほしい	（No.9 回答と同じ）
12	パンフレットをもっと分かりやすくしてほしい	今後、分かり易いパンフレット作成に努めてまいります。
13	保険約款が「普通保険約款」「特別条項」「オプション特約」と3種類もあり、解りづらい。また、保険の専門用語・組立で書かれており、これも非常に解りづらい。	今後、簡素化に努めてまいります。
14	加入は随時とならないのか	中途加入は可能です。但し、業務物件毎の加入は出来ず年間業務報酬料に対しての保険料となります。
15	パンフレットに記載する具体的な事例の数を増やしてほしい。	今後は事故事例収集に努め、事例数を増やすことを検討いたします。
16	より深刻なクレームのケースでの対応策。保険料についての透明性（算出方法等）	今後は事故事例収集に努め、具体性を高めます。保険料については、保険料表の通りとなります。
17	支払対象の事故事例と、対象とならない事例の違いが理解できず不安である。	新パンフレットにおいて、補償対象事故チェックシートを追加しました。ご活用下さい。

No.	ご質問又はご意見	回 答
18	ピユアCM業務に対して賠償責任を求められる物件はこれまでもこれから無いと捉えている。いかがでしょうか。	報酬を得て業務を行うにはそれ相応の責任が発生し、その責任の履行を怠れば賠償責任を問われる場合があります。CM業務は民法上準委任行為と解釈されていますが、準委任行為で負う責任には、契約上の責任として①善管注意義務責任、②報告責任、③債務履行責任、そして契約外の責任として不法行為責任があり、その責任を問われれば損害を賠償しなければならない場合が発生します。
19	範囲が不明確（業務によって責任範囲ちゅうが違う）	当然、発注者、関係者スキーム、建物概要、受託業務範囲などにより、負う責任範囲は違ってきます。それによって受託額も変われば被る賠償請求額の大小も変わってきます。しかし、物件毎に保険を掛ける訳ではなく該当範囲の年間業務量（報酬額）に対しての保険です。当然、協会の定めるCM業務委託書に記載された業務が対象業務となります。
20	小規模CM業務且つ住宅他リスクの大きな業務を受注していない	業務の大小に関係なく報酬を得て行う業務には、それ相応の責任と債務が発生し、履行できなければ損害賠償を請求される場合があります。
21	CM賠償責任とその保険加入をフィーに上乘せすることを、発注者に理解を得るのが難しい。	建設プロジェクトにおいて、それぞれの立場の関係者が犯すミスに対する損害賠償について、支払い責任を証明できる一手段と考えられます。
22	これまでの業務の中ではリスクを回避するよう直接的な指示等は避けてきた。本保険適用のためにはリスクを負って業務を行うことを前提としているように思われ、これまでの業務のやり方と折り合いをつけるのに時間を要すると思われたため加入しなかった。	業務を行う上であえてリスクを負う必要は無いでしょう。報酬を得て行う業務には責任が発生します。業務上発生するリスクに関する担保です。
23	設計者の標準業務（1206号）の改定にともなうCM業務への影響の反映は。	当保険の補償対象業務はCM協会の委託業務に合致した業務となっています。国交省の2008年度内予定の改正告示を受けて協会の業務委託書の修正が出てくれば、それが補償対象業務となります。
24	P.4のお支払対象の事故事例の「事故事例②」竣工検査時に発注者から「そもそも相互対話型が必要だった」と指摘され、とありますがこれは、そのように発注者要求事項に書いてあったのをCMRが読み落として設計者に文書で依頼した、相互対話型とは書かれてないが目的物の施設の性質から考えて当然そのように解釈するべきだった、のどちらの過失の意味でしょうか。また、この発注者要求事項は誰が作成したものでしょうか。	文章中に「発注者要求事項を読み落とし」と有りますように、発注者要求事項に書いてあったのをCMRが読み落として設計者に文書で依頼した、ということです。発注者要求事項作成者は、発注者と解釈してください。
25	同p下お支払いの対象とならない主な事故事例の「事故事例①」のなかに「無視して依頼内容通りに設計を進めた。その結	ご指摘のとおり「変更依頼書の通りに設計を進めるよう文書で指図した」と解釈してください。その結果、施工の瑕疵ではなく設計図書の瑕疵によ

No.	ご質問又はご意見	回 答
	<p>果、・・・」とありますが、これは、「変更依頼書の通りに設計を進めるよう文書で指図した。その結果（施工の瑕疵ではなく設計図書の瑕疵によって）、・・・」という意味でしょうか？以上、このあたりでもし保険便乗的な請求が問題になったり、逆に意外に対象外になったりが多発すると、この保険の将来やCM業務の将来に影響するかもしれませんので、コメントさせていただきました。</p>	<p>って、という意味です。</p> <p>被保険者のモラルハザード防止の観点から、特約条項第三条(5)の免責条項を設定しています。</p>

■ 2008年度 保険制度委員会より

CM業務の保険に関するアンケート結果報告

1. はじめに

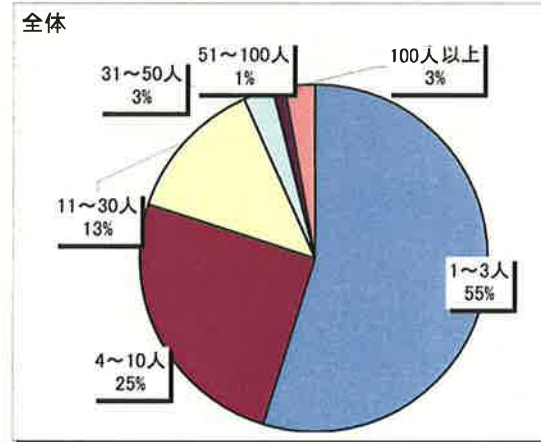
会員皆様のご協力を得て今年4月からの保険運用が始まりました。今回のアンケートは現状の保険商品に対して魅力ある保険かどうかの皆様の認識把握、及び今後の保険制度向上を目指すために皆様のご意見を頂く目的で調査させて頂きました。調査結果は、協会の法人又は個人事業主数596社の内、回答を頂いたのは個人会員も含め88通で回収率は14.8%でした。この内、内容を確認し有効回答を85票とさせて頂き、下記の通り集計・分析を致しました。(紙面の関係上、アンケート時に頂いたご意見・ご要望は抜粋しております。また頂いたご意見・ご要望に対する回答につきましては、11/末頃にCMAJホームページに掲載予定ですので、そちらを参照して下さい。)

<掲載上での凡例 設積:設計事務所・積算事務所、GC:ゼネコン、SC:サブコン、CM専門会社:主たる業務がCM業務である回答者、CM提供者:CM業務にて報酬を得ている回答者>

2. 貴社のCM業務に携わっている(専任・兼務問わず、社員・非社員問わず)人数は次のうちどれですか

全体では「3人以下」が55%を占め、「10人以下」となると80%を占める。2006年に比べ1人~3人が縮小し、4人~10人及び11人~30人が増加した。

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 1~3人	41	55%	1	20	2	2	12	4
② 4~10人	19	25%	0	10	5	1	1	2
③ 11~30人	10	13%	1	4	2	1	1	1
④ 31~50人	2	3%	0	1	1	0	0	0
⑤ 51~100人	1	1%	0	0	0	0	0	1
⑥ 100人以上	2	3%	0	0	1	1	0	0
計	75	100%	2	35	11	5	14	8
⑨ 無回答	10		0	2	1	3	2	2

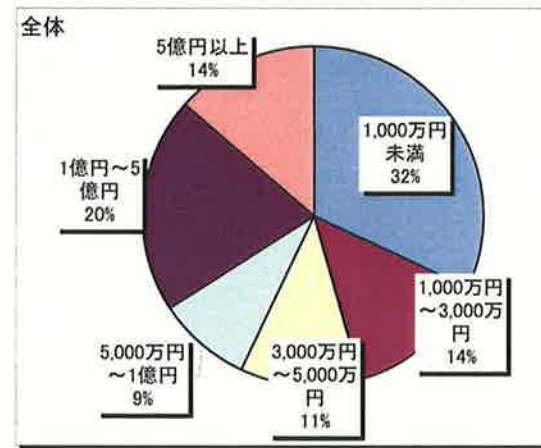


3. 貴社の年間のCM業務報酬額はどのくらいですか(CMデザイン、CMアットリスクの場合は設計・工事費は除く)

CM提供者では「1000万円未満」が30%を占め、「5000万円未満」では60%である。2006年に比べ業務報酬1億円以上の割合が増えた。

※CM報酬があるとの回答のみをグラフ化の対象とした

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① CM業務としては0	38		1	16	0	4	12	5
② 1,000万円未満	14	32%	1	7	0	1	3	2
③ 1,000万円~3,000万円	6	14%	0	3	3	0	0	0
④ 3,000万円~5,000万円	5	11%	0	3	1	0	0	1
⑤ 5,000万円~1億円	4	9%	0	1	2	0	0	1
⑥ 1億円~5億円	9	20%	0	4	4	0	1	0
⑦ 5億円以上	6	14%	0	2	1	2	0	1
計	44	100%	2	36	11	7	16	10
⑨ 無回答	3		0	1	1	1	0	0

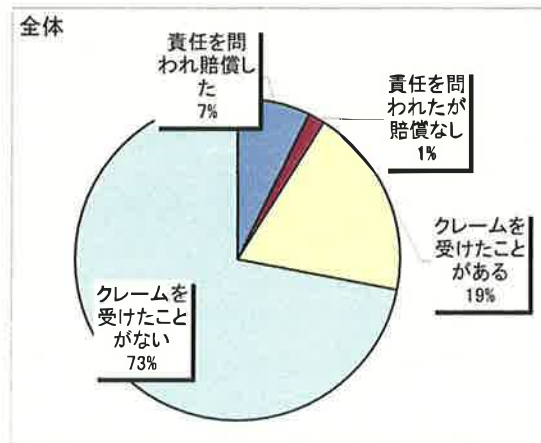


4. CM業務上で責任を問われたことがありますか

2004年に比べ、賠償責任を問われた例が2件から5件に増え、CM業務リスクは増えている。CM専門会社では、70%以上が賠償請求・クレームの経験がある。

※2006年は同様の設問が無かったため2004年と比較した

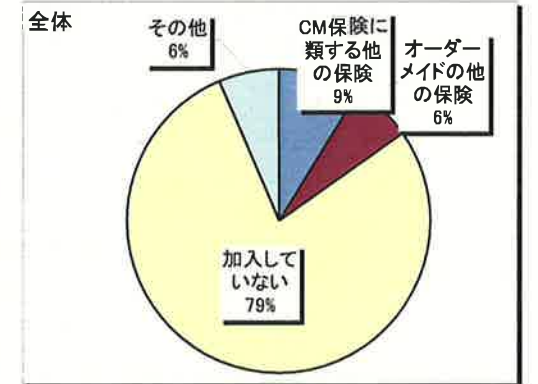
	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 責任を問われ賠償した	5	7%	0	3	2	0	0	0
② 責任を問われたが賠償なし	1	1%	0	0	1	0	0	0
③ クレームを受けたことがある	13	19%	0	6	5	1	0	1
④ クレームを受けたことがない	49	72%	2	21	3	4	11	8
計	68	100%	2	30	11	5	11	9
⑨ 無回答	17		0	7	1	3	5	1



5. CM賠償責任保険に類する他の保険に加入していますか

回答者の90%以上がCMRの賠償保険に加入していない。CM提供者でも約75%が賠償保険に加入していない。

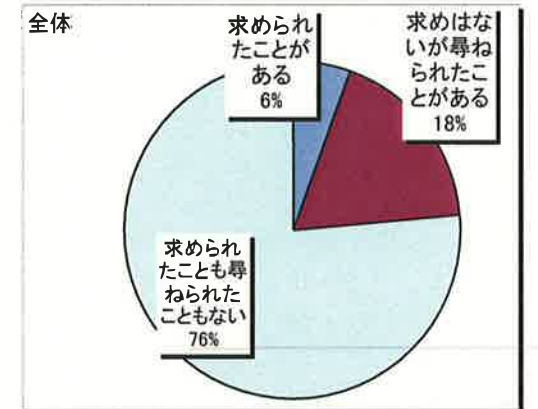
	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① CM保険に類する他の保険	7	9%	0	5	1	1	0	0
② オーダーメイドの他の保険	5	6%	0	3	1	0	1	0
③ 加入していない	61	79%	2	24	9	5	13	8
④ その他	5	6%	0	4	0	0	0	1
計	78	100%	2	36	11	6	14	9
⑨ 無回答	7		0	1	1	2	2	1



6. 発注者等より保険加入を求められた又は尋ねられたことがありますか

約25%が保険加入状況について発注者から問われている。CM提供者では34%が保険加入状況について発注者から問われている。

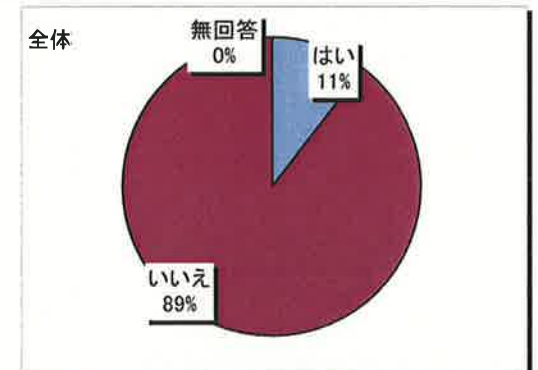
	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 求められたことがある	4	6%	0	2	1	0	0	1
② 求めはないが尋ねられたことがある	13	18%	1	6	1	2	2	1
③ 求められたことも尋ねられたこともない	55	76%	1	26	9	2	10	7
計	72	100%	2	34	11	4	12	9
⑨ 無回答	13		0	3	1	4	4	1



7. 日本CM協会のCM賠償責任保険に加入しましたか

全回答者の約10%が保険加入した。CM提供者では約20%が保険加入した。

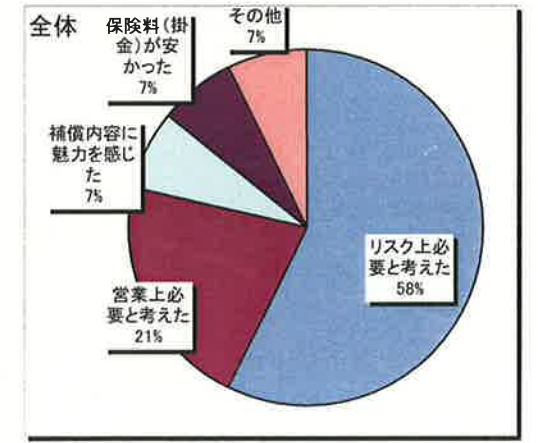
	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① はい	9	11%	0	6	1	0	0	2
② いいえ	76	89%	2	31	11	8	16	8
⑨ 無回答	0	0%	0	0	0	0	0	0
計	85	100%	2	37	12	8	16	10



8. 上記7で「はい」と回答された方へ】その理由を教えてください(複数回答可)

加入理由としてリスク上必要と考えた人が圧倒的に多い。

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① リスク上必要と考えた	8	58%	0	5	1	0	0	2
② 営業上必要と考えた	3	21%	0	2	0	0	0	1
③ 発注者等から求められた	0	0%	0	0	0	0	0	0
④ 補償内容に魅力を感じた	1	7%	0	1	0	0	0	0
⑤ 保険料(掛金)が安かった	1	7%	0	1	0	0	0	0
⑥ その他	1	7%	0	1	0	0	0	0
計	14	100%	0	0	0	0	0	0

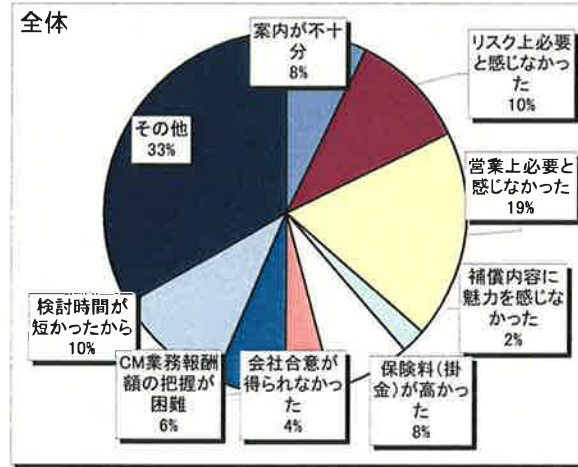


9. 【上記7で「いいえ」と回答された加入しなかった方へ】その理由を教えてください(複数回答可)

加入しなかった理由は個々の会社により回答が大きく異なっている。リスクを感じながら時間的な問題で加入しなかった会社も多い。

- ① 案内が不十分
- ② リスク上必要と感じなかった
- ③ 営業上必要と感じなかった
- ④ 補償内容に魅力を感じなかった
- ⑤ 保険料(掛金)が高かった
- ⑥ 会社合意が得られなかった
- ⑦ CM業務報酬額の把握が困難
- ⑧ 検討時間が短かったから
- ⑨ その他

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 案内が不十分	7	8%	0	5	1	0	0	1
② リスク上必要と感じなかった	10	10%	0	4	3	0	2	1
③ 営業上必要と感じなかった	18	19%	1	6	0	2	8	1
④ 補償内容に魅力を感じなかった	2	2%	0	1	1	0	0	0
⑤ 保険料(掛金)が高かった	7	8%	0	4	2	0	1	0
⑥ 会社合意が得られなかった	4	4%	0	2	1	0	0	1
⑦ CM業務報酬額の把握が困難	6	6%	0	3	0	1	2	0
⑧ 検討時間が短かったから	10	10%	1	2	5	1	0	1
⑨ その他	32	33%	0	16	2	3	7	4
計	96	100%	2	43	15	7	20	9

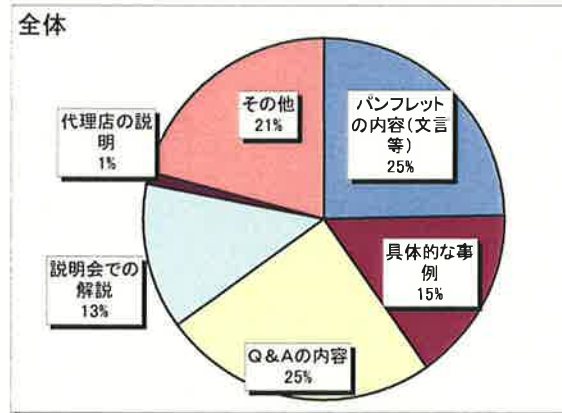


10. 商品内容について、どのあたりがわかりやすかったですか(複数回答可)

パンフレット内容及びQ&Aの内容の理解度が高い。設問11のわかりにくかった回答数よりもわかりやすかった回答数の方が多い。

- ① パンフレットの内容(文言等)
- ② 具体的な事例
- ③ Q&Aの内容
- ④ 説明会での解説
- ⑤ 代理店の説明
- ⑥ その他

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① パンフレットの内容(文言等)	19	25%	0	10	2	2	3	2
② 具体的な事例	12	15%	1	6	1	0	2	2
③ Q&Aの内容	19	25%	0	5	3	3	4	4
④ 説明会での解説	10	13%	1	4	2	1	1	1
⑤ 代理店の説明	1	1%	0	1	0	0	0	0
⑥ その他	16	21%	1	6	2	1	4	2
計	77	100%	3	32	10	7	14	11

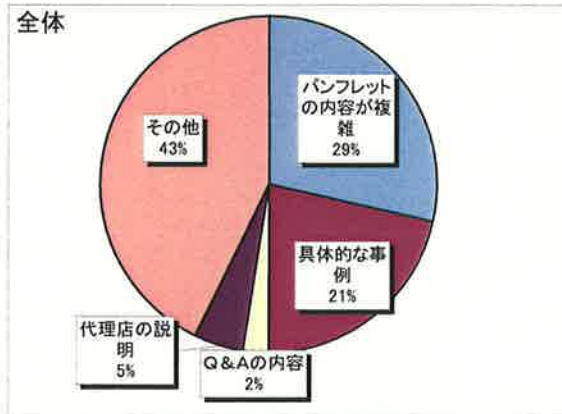


11. 商品内容について、どのあたりがわかりにくかったですか(複数回答可)

内容をさらに分かりやすくすることが必要とされている。賠償の具体的な事例の紹介が求められていることが分かる。

- ① パンフレットの内容が複雑
- ② 具体的な事例
- ③ Q&Aの内容
- ④ 説明会での解説
- ⑤ 代理店の説明
- ⑥ その他

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① パンフレットの内容が複雑	12	29%	0	7	1	2	0	2
② 具体的な事例	9	21%	0	6	3	0	0	0
③ Q&Aの内容	1	2%	0	0	0	0	0	1
④ 説明会での解説	0	0%	0	0	0	0	0	0
⑤ 代理店の説明	2	5%	0	1	0	0	1	0
⑥ その他	18	43%	1	8	3	2	2	2
計	42	100%	1	22	7	4	3	5

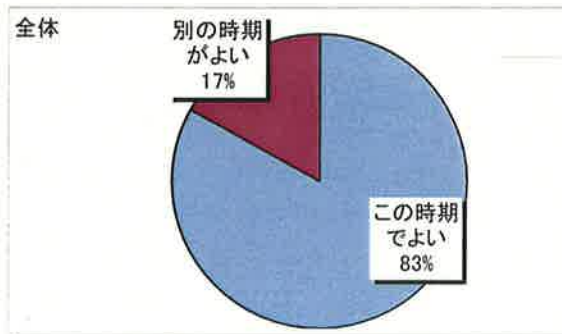


12. 募集時期(1月~3月)について

この時期でよいが8割を超えた。

- ① この時期でよい
- ② 別の時期がよい
- ③ 無回答

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① この時期でよい	49	83%	2	24	4	5	8	6
② 別の時期がよい	10	17%	0	3	2	2	0	3
③ 無回答	0	0%	0	0	0	0	0	0
計	59	100%	2	27	6	7	8	9



コメント集抜粋 (回答者のコメント内容)

- ・パンフレットに記載されている事例の数を増やしてほしい。保険料をもう少し下げてほしい。
- ・設計者の標準業務(1206号)の改定に伴うCM業務への影響の反映。設計者の加入している専門家賠償責任保険とCM保険との中間領域についてのオプション業務の可能性(エンジニアリングレポートの作成。LCC、PML、etc)
- ・具体的金額を記載するなど例をもっと増やしてほしい。
- ・発注者支援業務(公共土木工事)などのCM業務と類似した業務はCM保険の対象となるのですか。
- ・随時加入が可能とならないか。また、案件(プロジェクト)毎の加入が可能とならないか。
- ・保険約款が「普通保険約款」「特約条項」「オプション特約」の3種類もあり解りづらい。また、保険の専門用語・組立で書かれており、これも解りづらい。
- ・保険のバリエーションをもっと増やしてほしい。
- ・設計の賠償責任保険は免責事項が多すぎて使い物にならないのが現状ですが、CM保険はどうなのでしょう。

第1回加入募集期間中に代理店へ寄せられた問い合わせとその回答

No	問い合わせ	回答
1	業務報酬料が設計管理契約に含まれているため、金額が明確に区分されておらず申告しにくい。	他業務に含まれている場合、CM部分の割合等につき外部から見ても合理的といえる数字を自主的に判断いただき申告願います。事故の際に申告数字の妥当性について検証することがあります。
2	契約が数年にわたる長期プロジェクトの場合の申告は?	報酬額の経理上の計上年度に従って申告してください。
3	契約名義にCMという名称が入っていないが、保険の対象となるか?	パンフレットQ&A1をご参照ください。標準業務に該当すれば、CM保険の対象となります。
4	CMRの資格がない従業員が行ったCM業務が保険の対象となるか?	保険加入が法人加入(全社そうになっている)の場合は、法人の従業員が業務として行ったCM関連業務で、標準業務に該当するものは対象となります。
5	法律上の損害賠償責任の負担は、示談行為、和解契約によるものでも対象になるのか?	必ずしも訴訟によらない場合も、法律上の損害賠償責任は発生します。ただし、示談、和解等の前に保険会社の了解を必ず取って下さい。
6	建築主などからの質問に対する回答も助言に該当するか?	回答といった行為も助言になりえます。ただし、具体的事情によって「書面による不適切な助言」に該当するかどうか判断されます。

<保険制度委員会より>

- アンケートからは下記の点が窺える。
 - ・CM業務拡大(売上拡大の会社が増)と共に、リスクがより顕在化してきた。
 - ・設計・監理業務においてコンサル的業務上で発生した賠償請求に対し、加入している建築家賠償責任保険で補償可能と誤解されている回答がいくつかあった。
 - ・CM保険加入は、募集期間以外の随時加入が出来ないのでは、と誤解されている回答がいくつかあった。
 - ・業務リスク上保険に加入したという回答がいくつかあった反面、CM業務ではリスクはほとんどないと捉えている回答もいくつかあった。
 - ・補償可否事例をパンフレットにいくつか掲載しているが、可否判断が分かりづらいという意見もいくつかあった。
- 新パンフレットでは「補償対象事故チェックシート」を追加し、補償の可否について判断しやすくしていますが、今後は更に賠償請求事例を集めた事例紹介に努めて参ります。
- 保険料率や補償対象損害賠償内容など保険商品の根幹部分の見直しは、事故率把握も含めて今後の課題としています。
- 新規加入の募集期間は、2009年1月5日~3月13日を予定しております。当機関紙に同封しているの新パンフレットをご確認下さい。

少しでも魅力ある保険を目指し努めて参りますので、今後とも皆様のご協力を宜しくお願い致します。

■ 保険制度委員会 2002 年度活動報告 (その1)

～ はじめに ～

CM業界の普及・定着の上で、CM業務を導入したプロジェクトのリスクを担保するシステムが求められる中、CMAJでは保険制度委員会を設置しCM方式に伴う保険制度に関し検討を始めました。

保険制度委員会では、組織内に2つのワーキング(WG)を設け検討活動を行い、02年度の活動内容を中間報告書の形で纏めました。

本報告書は、CM業務関与会社並びに損害保険会社をバックグラウンドとした会員の協力により、保険に関する現状把握とCM業務賠償責任保険(仮称)の可能性並びにCM保険創設の検討課題を纏めたものです。

概要については第3回総会にて報告した通りですが、その詳細を次の2回に分けて本紙に掲載します。

第1回：保険制度の現状と会員(企業)の意識(保険の実態調査)

第2回：CM保険制度の可能性(保険制度のあり方)

尚、第2回につきましては、会報第7号でご報告しますが、速報としてCMAJのホームページへも掲載しますのでご覧下さい。また、会報並びにホームページへの掲載は要約文となりますので活動報告の全文は、CMAJ本部並びに関西支部、東北支部それぞれの事務局で閲覧して頂ける様にしております。

～ 委員会構成 ～

委員長 杉本浅次 三菱地所設計

□WG1(保険制度の実態調査)委員

主査 *尾川茂雄 竹中工務店
委員 *河内敬次 NTTファシリティーズ(主査代行)
*古川幸夫 六興電気
*宮井俊章 高橋カーテンウォール工業
黒澤孝志 東光電気工事
藤田 裕 ロイズジャパン

□WG2(保険制度のあり方)委員

主査 *杉本浅次 三菱地所設計
委員 *有原隆雄 横河ブリッジ
*鈴木 茂 三機工業
*鍋島健彦 鹿島建設
*網本卓夫 東京海上火災
*山崎和久 損害保険ジャパン
小川真隆 三菱地所設計
清水 茂 東光電気工事
鈴木 豊 マーシュ・ブローカー・ジャパン
三浦光紘 ニッセイ同和損害保険

上記氏名の*印の委員は保険制度委員会の委員を兼ねる。

CM保険の可能性の検討には委員の他、下記の損害保険会社の皆様に多大なご協力を頂きました。

東京火災海上保険(株)

(株)損害保険ジャパン

ニッセイ同和損害保険(株)

第1回：保険制度の現状と会員(企業)の意識

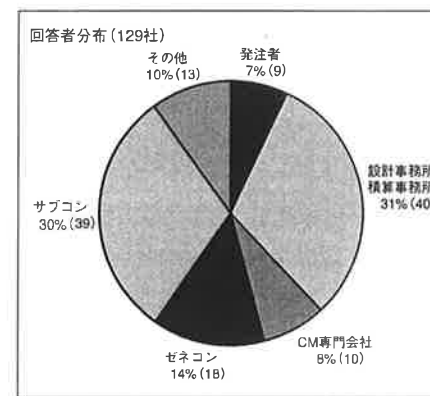
WG1では、調査・研究委員会、国内調査WGの協力を得て、371の会員企業及び団体宛(代表者1名による回答)にアンケート調査を致しました。

以下の要約は、返送頂いた129社(団体)(回収率34.8%)の回答結果を集計・分析したうち、保険制度を検討していく上で考慮すべき主要内容です。

「企業規模について」

企業業態を発注者(発注)、設計・積算事務所(設積)、CM専門会社(CM)、ゼネコン(GC)、サブコン・専門工事会社(SC)、その他(他)の6分類の内、「GC」を除く主たるCM業務提供者と考えられる「設積」及び「CM」業態企業を分析すると49人以下の企業が約三分の二、9人以下の企業が約三分の一を占めている。

貴社の位置付けは次のうちどれですか



貴社の規模(社員数)は次のうちどれですか

1～9人
10～49人
50～99人
100～299人
300～499人
500人以上

合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
21	16%	1	15	3	1	1	0
31	24%	1	11	3	1	8	7
14	11%	0	4	2	0	7	1
13	10%	1	2	2	0	7	1
10	8%	1	5	0	2	2	0
40	31%	5	3	0	14	14	4
129	100%	9	40	10	18	39	13

「CM業務の受注(経験)実績について」

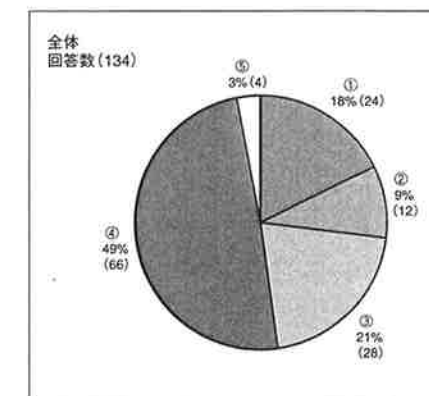
CM方式導入プロジェクトは、半数弱(43%)の企業が経験をしている。又、国内で経験したCMの形態では、「CMアットリスク」は一割強のに対し、「設計+CM」の形態が三分の一強を占め、以外に多いことが窺える。

「CM業務者の業務責任について」

無回答を除く回答者全員が何等かの責任がCM業務者にあるとし、9割強がその責任の内容はCM業務 契約書に記載されるべきであると考えている。

CM業務者の「業務責任」をどう考えますか

- ①設計の瑕疵は設計者の責任、工事の瑕疵は施工者の責任で、契約書に特段の規定がなければCM業務者は責任を負わない
- ②CM業務者は設計者及び施工者と連帯の責任を負うべきである
- ③CM業務者は設計業務及び施工業務とは別に単独でCM業務契約を締結しているのだから単独で責任を負うべきである
- ④全て契約書に記載されている通りであり、責任問題は契約書に記載すべきである
- ⑤無回答



「CM業務関連での付保保険について」

CM関連業務を実施する上で、「CM保険」を付保している企業は0。既存保険商品での代替又は、保険を付保していない状況が読み取れる。

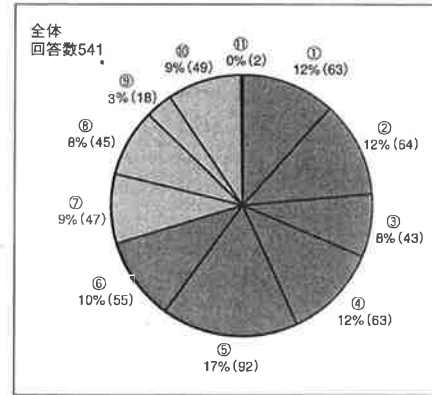
「保険制度を整える前に何を準備すべきかについて」

CM業務の基本となる標準の業務メニュー・発注者との契約約款の明確化等を第一だと考えていることが窺える。

保険制度を整える前に何を準備すべきだと思いますか[複数回答可]

- ①CMの定義化

- ②発注者と専門業者の関係の明確化
- ③ゼネコンと専門業者の関係の明確化
- ④専門業者間の責任の明確化
- ⑤標準のCM契約約款
- ⑥標準のCM業務メニュー
- ⑦CM協会として保証を扱う保証協会のような受け皿
- ⑧CM協会として苦情処理、紛争処理機関
- ⑨各専門業者の与信調査を積極的に行う社会環境
- ⑩各専門業者の履行能力を判断出来る制度又は、履行を保証する制度
- ⑪その他

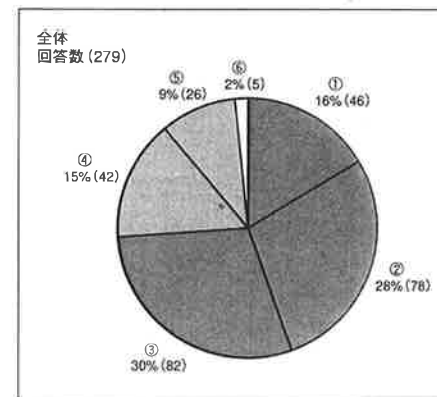


「ピュアCMを想定した場合の望ましいCM保険について」

賠償責任に対する担保との回答が四分之三を占め、その内発注者への経済責任と目的物引渡し後の欠陥に対する担保とが6割弱を占める。履行保証に対する希望は1割弱と少ない。

ピュアCM(純粋CM)を想定した場合、どのようなCM保険があれば望ましいと思いますか[複数回答可]

- ①CM業務の瑕疵による、工事施工中の第三者への賠償責任制度
- ②CM業務の瑕疵による、目的物引渡し後の欠陥等への賠償責任制度
- ③CM業務の瑕疵による、発注者への経済的な賠償責任制度
(工期遅延、価額超過等)
- ④CM業務の従事者の労災・傷害事故等への補償制度
- ⑤公共工事の施工者に対するような履行補償制度
- ⑥その他



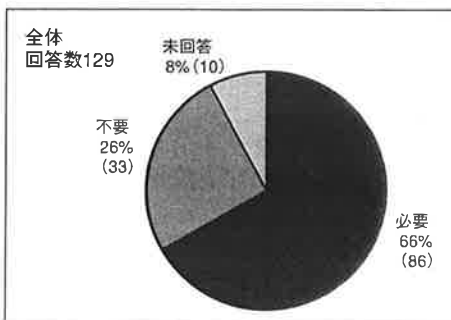
「CMRの責に帰す損害に関するCM保険について」

設問には「カバーする範囲により保険料の大小が決まってくる」との条件を付したにも拘わらず、損害全部に対する保険のカバーを求める回答が最も高く、保険に頼りたいという期待の高さが感じられる。

「CM協会を受け皿とする、会員専用の団体保険制度の必要性について」

全体の7割弱が「必要である」と回答しており、その理由については、「標準化」・「早期のマーケット設立」・「制度の早期確立」・「協会の総合的なバックアップにより発注者側も安心して依頼ができるようになる」等々、現在のCM業務の黎明期を反映していると思われる。

CM協会を受け皿とする、会員専用の団体保険制度は必要だと思いますか



- ①必要
- ②不要
- ③未回答

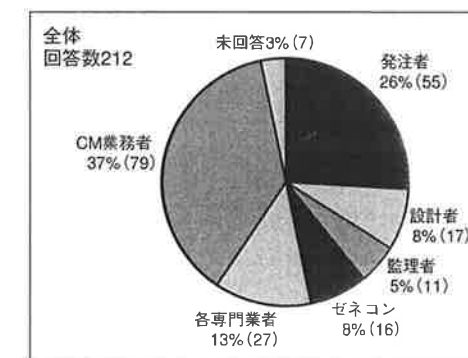
合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
86	66%	4	33	7	10	26	6
33	26%	4	3	3	7	11	5
10	8%	1	4	0	1	2	2
129	100%	9	40	10	18	39	13

「必要」と答えた理由		「不要」と答えた理由	
回答者	内容	回答者	内容
設積	個別契約では、それを受ける損保がなく料率も高くなると思うから。	CM	個々の企業で対応する方が良い。基準はCM協会を示した方が良い。
	関連保険で補償できない状況や内容が発生する可能性があるから	GC	CM業務内容、責任範囲毎に保証範囲を選択すると考えられ、CM契約毎での契約でよい。個々の信用度の差があり、一料率の運用が難しいと思われる。
	一般の保険と内容が異なるため専用の保険は必要安心して業務に専念できる。	SC	CM協会の認知度が社会的に不十分だから
CM	CM協会への信頼が高まる。	その他	各社の既加入済み保険と抱き合わせた方が料率が低くなる可能性が高い。
	CMAJの総合的なバックアップにより発注者側も安心して依頼が出来るようになる。		CM業者、CMRの責任を明確にする為にはCM協会を受け皿にすべきで無い。責任が明確になった上で、保険料が安くなるのであれば必要。
	会員の業務責任への自覚を促し、結果として会員の信頼度を高める。		会社毎に信頼性が異なる為、CMAJとして一率に対応するのは無理と思われる。
SC	業務内容に対し最も具体的な保険制度内容となるため	その他	会員以外のCMRも加入できる保険制度の方がCMの発展につながると考える。
	CM業務にフィットした保険制度が無い以上、自分達のために自ら作るのがベスト。		CM事業者の水準を現時点では正しく評価できないため、CMAJにとってリスクが大き過ぎる。今後の課題ではある。
	保険会社との折衝の際、組織が大きいと有利		メンバーの職種が広すぎるため合理的で無いのでは。
SC	CMRの会社規模に比べリスクが大きいため団体としての規模でカバーする。	その他	
	CM方式の普及度合、CMRの技量に関係するが引き受ける保険会社も限定されると思われる。従って会員個々の対応ではなくCMAJが保険の代行業務としてはどうか。		
	保険は原則企業単体で掛けるものだが、CMRの経営基盤は極めて脆弱であり、協会という受け皿が必要である。		

「どの立場の人が保険料を付保すべきかについて」

最も多かった「CM業者」が4割弱を占め、ついで「発注者」が3割弱となっている。いずれの場合も自己責任に対する保険のあり方が読み取れる。

CM方式に伴うリスク担保の為に、どの立場の人が保険料を付保すべきとお考えでしょうか



- ①発注者
- ②設計者
- ③監理者
- ④ゼネコン
- ⑤各専門業者
- ⑥CM業者
- ⑦未回答

合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
55	26%	4	14	6	8	18	5
17	8%	2	5	0	3	5	2
11	5%	1	3	0	3	2	2
16	8%	2	3	0	3	6	2
27	13%	1	8	1	4	11	2
79	37%	6	29	6	12	15	11
7	3%	0	2	1	0	3	1
212	100%	16	64	14	33	60	25

回答者	誰が付保すべきか	理由
発注者 設積	すべての関係者 各専門業者・CM業者	責任は全ての関係者にあり、各々が契約額に応じて付保すべき。 CM方式では専門業者が表舞台に立つことになるため、異業種間のトラブル解決に保険付保は必要である。
設積	すべての関係者	案件により不用となれば加入しないケースもあるだろうから、それぞれの立場で必要とする保険に加入すれば良い。
設積	CM業者	責任を持ってCM業務を遂行し、発注者との信頼確立するため。
設積	CM業者	発注者の被る損害をカバーする責任はCMRにあるから
設積	発注者	CMは請負契約ではなく委託契約だから発注者が付保すべき
設積	発注者	投資する発注者のリスクが一番大きい
設積	発注者・CM業者	発注者・CM業者それぞれの立場から付保すべき
CM	発注者・各専門業者・CM業者	ピュアCMを前提に考えると、関係者それぞれがリスク割合に応じて負担すべき。
CM	CM業者	他の当事者はそれぞれのリスクを考えて保険を付保すれば良い。
GC	発注者	CM方式を決めるのは発注者なのだから、基本的なリスクは発注者が負うべき。
GC	CM業者	保険を充実させるということは結局コストに跳ね返るだけ。
SC	発注者	CM方式採用に当たってのリスクは発注者が負うべきである。
SC	CM業者	CM業務の普及・定着させるには、CM業者の責任能力が不可欠である。
SC	CM業者	CMRは建設プロジェクト全体の施工リスク管理ができ、また保険会社の保険条件、損害査定の一元化が可能と思われる。
SC	発注者	地方公共団体発注のピュアCM形式である以上、かつ当面のCM方式の実績を構築する上でも、発注者が担保すべきであると思う。
SC	発注者	CMにおいて得をするのは発注者だと思われ、その者がリスクを負うべきと考えるが、そうすると発注者はCM方式を採用しなくなるだろう。
その他	発注者	発注者にもリスクの程度は理解してもらわなければならない。
その他	すべての関係者	各社の立場によっての責任を明確化し、その立場上必要であろう事項については付保すべきであるとする。これらを実行することがCM方式の安定化、信頼性の向上に役立つものと思われる。
その他	CM業者	マネジメント業務に本来保険はなじまないように思うが、発注者サイド及び他のパートナーの不安を解消するには、CMRが付保するしかないと思う。
その他	発注者・CM業者	両者でリスクを分散するという意識を持ちたい。

「CM保険に何を期待しているかについて」

全体の9割以上がCM業務者並びに発注者の損害を守りCM業務実施に関する不安を除きたいとしており、保険による裏付けへの期待が高いと思われる。

CM保険に期待することは何ですか[複数回答可]

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
①CM業務者の損害を最小限にしたい	44	20%	3	16	0	6	14	5
②CM業務実施に関する不安を取り除きたい	81	37%	6	24	6	11	25	9
③発注者との契約で保険が義務付けられているから	8	4%	0	3	0	2	3	0
④発注者の損害を守り、CM業務の信頼を向上させたい	83	38%	6	30	7	11	20	9
⑤その他	5	2%	0	1	1	3	0	0
回答数	221	100%	15	74	14	33	62	23

まとめ

現況において、明確な「CM保険」というものが存在しない為、回答者はリスクに対する不安を抱きつつ、既存の保険を適宜、柔軟に運用し、CM業務に対処していることが窺える。また、「CM保険」に対する大きな期待感があり、保険料がある程度高くなっても保険に頼りたいという回答者の考え方も明らかになっている。但し、その為には契約約款においてCMRの責任範囲を明確にする必要があり、その整備を早急に行うべきであるということを回答者も認識している。

■ CM資格制度の制定に向けた取り組み

資格制度委員会
教育・養成委員会

1. はじめに

2002年7月に設立された資格制度委員会では、CM資格制度の制定に向けて、さまざまな取り組みを行って来ました。そして、2003年1月には暫定資格者選定委員会を設立し、同年4月に33名の暫定資格者を認定(詳細: <http://www.cmaj.org/index.html>参照)するに至っております。

今後は、暫定資格者の方々にも参画して頂き、CM資格制度の制定に必要不可欠な(仮称)CMガイドブック発行等に取り組む教育・養成委員会と緊密に連携した活動を行う予定であります。

2. 資格制度の概要

日本CM協会では、次の目的で、会員の中からCM専門職能として相応しいCMrを認定する資格制度を制定致します。

- ・CM職能の適切な発展・普及に寄与する
- ・CM職能を目指す人の指針となる
- ・CMに関する教育のガイドに寄与する
- ・CM市場の適正な発展に寄与する

CM資格は、日本CM協会認定コンストラクションマネジャー(CCMJ: Certified Construction Manager of Japan)を中核の資格として、知識のみが問われる初級資格、高度な知識と能力が問われる上級資格を制定する予定であります。(図1参照)

このように3段階の資格を制定することにより、次のような効果が期待できます。

- ・CMを志す者の継続的学習の誘発
- ・CMを行う人材の育成とその評価
- ・CMの専門性向上のモチベーション維持

CM資格制度の制定は、「日本CM協会認定するCM資格が、発注者や受注者にとって有用なものとして社会的に認知される」ことであり、具体的には、例えば、次のような状況になることであります。

- ・CMの知識と能力が建設技術者に必須な専門性として位置付けられる
- ・発注者がCM業務をアウトソースする際に、受注者の資質評価の一端を担う

- ・海外資格との相互認証により、グローバルに認知された資格となる。
- ・大学を始めとする高等教育機関の教育プログラムにCMに関する講義が取り入れられる。

3. 暫定資格者の参画

前述の暫定資格者は、第1線のCM業務に携わった経験を有するの方々の中から認定された訳ですが、正式なCM資格制度を極力早期に制定するために、次の事項に関するご協力して頂きます。

- ・(仮称)CMガイドブックの作成
- ・CM資格の試験問題の作成
- ・(仮称)CMスクールの実施
- ・CM資格制度普及のための啓蒙活動

尚、勿論、これらは暫定資格者以外の方々にもご協力頂きますが、ご協力を頂いた方々が正式なCM資格を取得するためには、上記の協力活動が終了して1年以上を経たから、再度、正式なCM資格試験に合格する必要があります。

4. 今後の予定

今後は、資格制度委員会と教育・養成委員会が一致団結して、次のような事項について検討を行って行く予定であります。そして、適宜、理事会の承認を得て、2004年度には、正式なCM資格制度を制定することを目標と致しております。(図2参照)

(1) 資格制度委員会

1) 制度設計と運営

CM資格制度の設計とその運営であり、主な検討項目としては、次のようなものが挙げられます。

- ・制度設計(要綱と工程、更新と継続教育)
- ・運営基盤(人と資金、実施と認定の組織)
- ・普及広報(関係団体との協調、啓蒙と普及活動)
- ・相互認証(アメリカCM協会等との協調)

2) 知識能力の基準

CM資格試験で問うべき知識と能力の基準であり、検討項目としては、次のようなものが挙げられます。

- ・知識と能力の内容

■2005 年度保険制度委員会報告

CM 業務の保険に関するアンケート結果報告

1. はじめに

今までの会員皆様のアンケート結果を参考にさせて頂き、CMR 賠償責任保険(以下、CM 保険)の概要がほぼまとまりました。今回のアンケートは、保険概要について会員の所属されている法人又は個人事業主の代表の皆様からご意見を頂き、魅力ある保険かどうか事前把握をさせて頂く事を目的とし、調査を致しました。

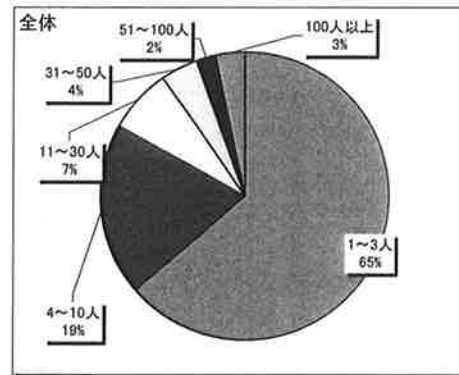
調査対象の法人又は個人事業主数は 610 社であり、回答を頂いたのは 149 社で回収率は 24.4% でした。(1 回目 34.8%、2 回目 33.5%)この内、内容を確認し有効回答を 130 票とさせて頂き、下記の通り集計・分析を致しました。

(紙面の関係上、アンケート時に頂いたコメントは抜粋としております。アンケート依頼時に添付しました CMAJ 版標準 CM 業務委託書、CMR 賠償責任保険概要、及びコメント集全文は CMAJ ホームページに掲載予定ですので、そちらを参照して下さい。)

2. 貴社の CM 業務に携わっている(専任・兼務問わず、社員・非社員問わず)人数は次のうちどれですか

全体では「3人以下」の企業が64%を占め、「10人以下」となると83%を占める。業態別においても同じような傾向である。

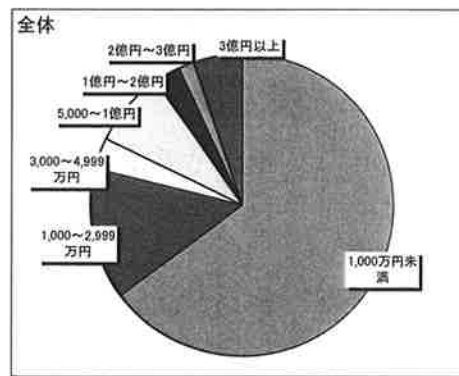
	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 1~3人	79	64%	5	34	1	12	16	11
② 4~10人	24	19%	2	12	0	3	1	6
③ 11~30人	9	7%	0	7	1	1	0	0
④ 31~50人	5	4%	1	0	1	1	0	2
⑤ 51~100人	3	2%	0	1	1	0	1	0
⑥ 100人以上	4	3%	0	1	1	1	1	0
計	124	100%	8	55	5	18	19	19
⑨ 無回答	6		0	3	0	1	1	1



3. 貴社の年間の CM 業務報酬額はどのくらいですか(CM デザイン、CM アットリスクの場合は設計・工事費は除く)

全体では「1000万円未満」の企業が65%を占め、「3000万円未満」となると79%を占める。業態別においても同じような傾向である。

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 1,000万円未満	73	65%	4	32	0	11	16	10
② 1,000~2,999万円	16	14%	1	9	1	3	0	2
③ 3,000~4,999万円	4	4%	0	2	0	1	0	1
④ 5,000~1億円	9	8%	1	4	0	1	0	3
⑤ 1億円~2億円	3	3%	2	1	0	0	0	0
⑥ 2億円~3億円	2	2%	0	1	1	0	0	0
⑦ 3億円以上	6	5%	0	1	3	2	0	0
計	113	100%	8	50	5	18	16	16
⑨ 無回答	17		0	8	0	1	4	4



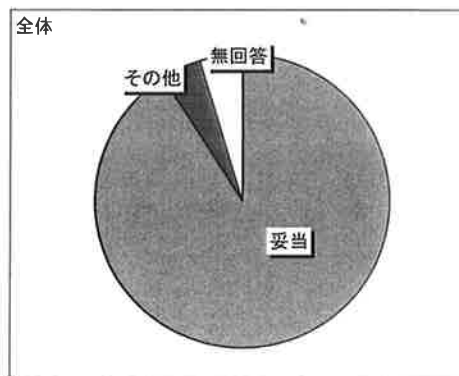
4. 補償する業務範囲について

「CMAJ 版標準 CM 業務委託契約書・約款・委託書」の標準業務及びオプション業務に該当する業務を対象と考えています。(協会が現在考えている「CMAJ 版標準 CM 業務委託書」案は、別紙参照)

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 妥当である	118	91%	7	54	5	18	17	17
② その他	6	5%	1	2	0	1	1	1
③ 無回答	6	5%	0	2	0	0	2	2
計	130	100%	8	58	5	19	20	20

全体では「妥当である」の企業が91%を占める。主な回答コメントは以下の通り

- ・まず実施し、問題点が出れば修正していけばよい。<設計事務所>
- ・「2-3-4 概略施工計画の立案」及び「3-3-4 概略施工計画の更新」については特に「仮設条件・施工条件」は主体工事業者の業務範囲とし、CM はその「モニタリング」のみにすべきとします。理由は責任の所在の明確化のためです。<その他>



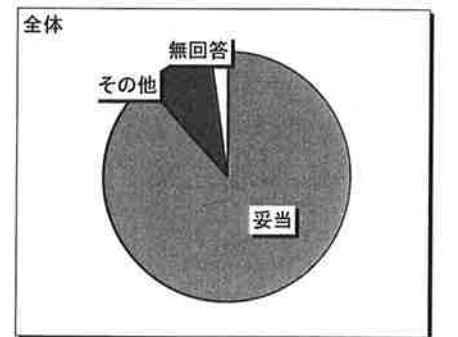
5. 補償限度額について

補償限度額(上限額)については、1 事故につき、且つ年間最大で1 億円以内で3 パターン程度(例:1,000 万円、3,000 万円、5,000 万円、1 億円)の商品を用意し、保険料大小で選択できるような設定を考えています。

全体では「妥当である」の企業が88%を占める。主な回答コメントは以下の通り

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 妥当である	115	88%	7	54	4	15	17	18
② その他	12	9%	1	4	1	4	1	1
③ 無回答	3	2%	0	0	0	0	2	1
計	130	100%	8	58	5	19	20	20

- ・限度額については少し低いように思いますが、トラブルの事例がないため額の提示ができません<設計事務所>
- ・保険金は最大 CM 業務契約料であり、その内側で上記金額なのか、該当金額を保険金額とするのか、後者が適切と考える。<設計事務所>
- ・オプションを多くすべき。施主が選択出来るようクリアにすべき<設計事務所>
- ・今まで建築賠償責任保険に加入。新規加入の際、以前の工事についても対象にならない事はわかるが、何か良い方法は? 両方加入していいかと駄目か?<設計事務所>
- ・これが「専門家損害賠償責任」の保険であれば最低1 億円。但し、日本国内損保会社の受け手があるかは不明でその確保は必要。<CM 専門会社>
- ・3 億円も必要かと思えます(市町村によっては要求される)<ゼネコン>
- ・CM 業務委託料を上回る損害が発生する事が十分に考えられる事を考慮すると上限額の設定は1 億円では少ないように思われる。
- ・対象となる事業費を踏まえて決定したほうが良いのではないかと。<ゼネコン>
- ・頂いた資料だけではどこまで CM 会社がリスクを負う前提なのかわかりにくく億円が妥当かどうかの判断が難しい。<ゼネコン>
- ・近い将来保険事業が安定的に発展すれば補償限度額はもっと増やす必要(例えば5 億円程度)があると思います。<その他>
- ・業務内容に似合った限度額とすべきである。<その他>



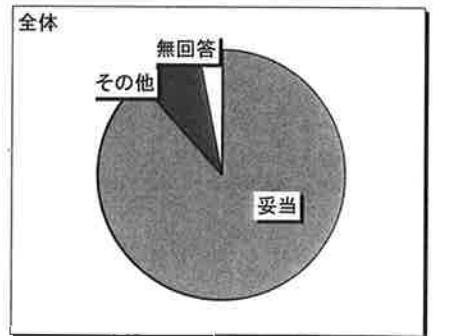
6. 免責金額(自己負担額)について

免責金額については1 事故につき100 万円以内で3 パターン程度(例:10 万円、50 万円、100 万円)の商品を用意し、保険料大小で選択できるような設定を考えています。

全体では「妥当である」の企業が88%を占める。主なコメントは以下の通り

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 妥当である	115	88%	8	52	3	19	17	16
② その他	11	8%	0	5	2	0	1	3
③ 無回答	4	3%	0	1	0	0	2	1
計	130	100%	8	58	5	19	20	20

- ・もう少し安くならないか<設計事務所>
- ・小額なものは免責として各社に自覚・責任を持たす事は妥当。この金額を500 万程度まで上げてても良い<設計事務所>
- ・もう少し金額パターンがあってもいいのではないかと。100 の次は1000 ではなく<設計事務所>
- ・免責額は10 万円のみとし可能な限り少ない方がよい。1 件当たりの受託額が少ない場合が多いので。<CM 専門会社>
- ・免責はモラルハザードが発生しない様に大きいほうが良く、10 万円は少な過ぎると思う。<CM 専門会社>
- ・免責額をもっと大きく(例えば500 万円、1000 万円)設定してその代わり大きい免責額に対しては保険料率を下げる事は考えられないか?<その他>



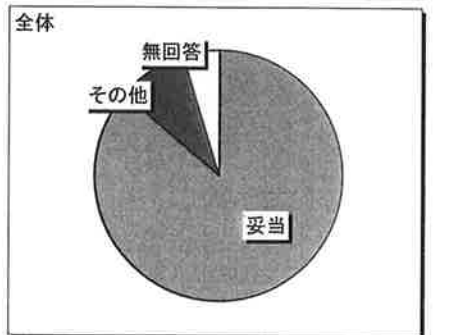
7. 保険料(掛け金)の算出基礎について

加入手続きの簡素化を図るため、保険料の算出基礎は被保険者の年間の CM 業務報酬額と考えています。

全体では「妥当である」の企業が86%を占める。主なコメントは以下の通り

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 妥当である	112	86%	6	53	4	13	18	18
② その他	12	9%	1	4	1	5	0	1
③ 無回答	6	5%	1	1	0	1	2	1
計	130	100%	8	58	5	19	20	20

- ・個別 CM 契約毎に設定できるのか?<発注者>
- ・業務報酬額+(全体事業額×〇〇%)<ゼネコン>
- ・CM 業務報酬額の算定(何を CM 業務とするかの境界が不明確の為)が意図的に操作可能。どう認定するか?<ゼネコン>
- ・提供業務の質、プロジェクト規模や内容によって保険料が変わるべき。真摯に CM を実践している会社が損をすることのないよう検討願います。<ゼネコン>
- ・設計事務所業のような場合、CM 業務報酬と設計の付帯業務報酬との区別が明確か疑問。また CM 業務報酬が安定していない場合もある。<設計事務所>
- ・報酬額は年による変動が大きい。又、根拠となる資料の統一が可能か疑問。加入者が収める掛け金による方法は?<設計事務所>
- ・リスク発生率から考えると1 件当たりの受託額及び業務範囲によって大きく変動する。物件規模と業務範囲毎で会社の受注傾向に応じた体系が望ましい。<設計事務所>



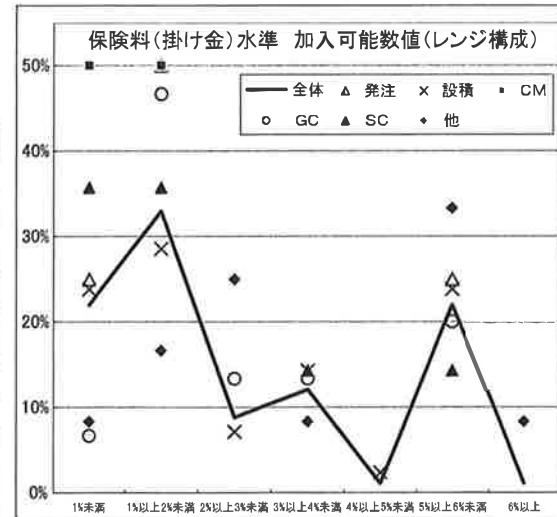
8. 保険料(掛け金)水準について

保険料算出は、同上の算出基礎×保険料水準となりますが、その保険料水準については、リスク実態および保険制度の長期安定化の観点から決定しようとしています。業務報酬額に対して何%以内であれば加入が可能と思われますか。

「その他」「無回答」数を除いた全体では、「1%以上～3%未満」が42%を占める。また、「5%以上～6%未満」も22%を占めていた。主なコメントは以下の通り。

- ① 1%未満
- ② 1%以上・2%未満
- ③ 2%以上・3%未満
- ④ 3%以上4%未満
- ⑤ 4%以上5%未満
- ⑥ 5%以上6%未満
- ⑦ 6%以上
- ⑧ その他
- ⑨ 無回答

合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
20	22%	1	10	2	1	5	1
30	33%	2	12	2	7	5	2
8	9%	0	3	0	2	0	3
11	12%	0	6	0	2	2	1
1	1%	0	1	0	0	0	0
20	22%	1	10	0	3	2	4
1	1%	0	0	0	0	0	1
計	91	100%	4	42	4	15	14
⑧ その他	30		4	13	1	3	3
⑨ 無回答	9		0	3	0	1	3
計	39		4	16	1	4	6



- ・良くわからない<発注者>
- ・建築家賠償保険並みの保険料であればいいですね。<設計事務所>
- ・あまり低くてもシステムが持続しないし、保険会社も来ないと思うので2～3%が妥当。<設計事務所>
- ・保険制度の長期安定化をベースにした場合、どの程度になるのかをまず示して頂きたい。<CM 専門会社>
- ・平均水準以上のリスクの少ないCM業務及び能力のある会員企業であれば民間保険会社からより良い料率で保険が買えるのではないかと。<ゼネコン>
- ・固定率とする代わりに業務報酬額の増大につれて料率を低減する(例えば7～3%位の間で)システムも考えられますか?<その他>
- ・一律に何%とは表現しにくい。1%としても1億と1千万(業務報酬)によって異なる<その他>

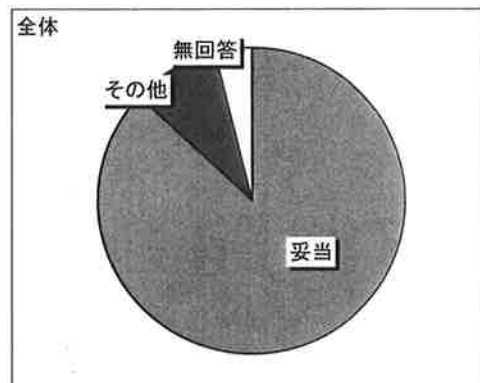
9. 契約方式について

契約方式は、CMAJを保険契約者とし、個々の会員(が所属する法人又は個人事業者)を被保険者(保険金を受け取る者)とする団体契約方式(任意加入方式)と考えています。

全体では「妥当である」の企業が87%を占める。主なコメントは以下の通り。

- ① 妥当である
- ② その他
- ③ 無回答

合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
113	87%	6	53	4	17	18	15
12	9%	2	4	1	1	0	4
5	4%	0	1	0	1	2	1
計	130	100%	8	58	5	19	20



- ・包括契約と個別契約の選択はできるのか?<発注者>
- ・CMAJのリスクと会員のメリットの整理が必要<設計事務所>
- ・何故、契約者がCMAJなのか説明が必要。この方式で何のメリットがあるのか不明。日本の損保会社が横並びで競争原理の働く保険料設定が出来なくなるのでは?日本の損保会社を毎年入札して決めるのか?<CM 専門会社>
- ・法人会員と個人会員の区別は?例えば個人会員で入っている会社の他の人間がCMrをした物件で保険は適用されるのか?<ゼネコン>
- ・協会が主契約者とする保険料率が高くなり適用範囲も限定される恐れがある。保険代理業務までに留めて置く方が良く<その他>

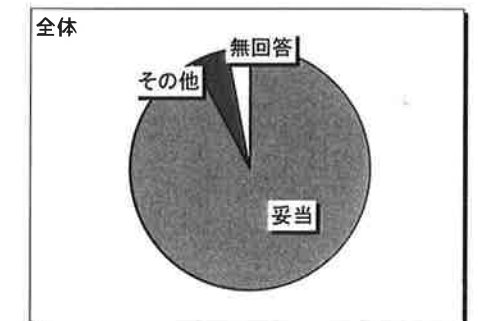
10. 加入資格要件について

CMAJ会員所属の法人又は個人事業者と考えています。また、暫定CMr、CCMJ有資格者所属の法人又は個人事業者については、保険料の割引を考えています。

全体では「妥当である」の企業が92%を占める。主なコメントは以下の通り。

- ① 妥当である
- ② その他
- ③ 無回答

合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
120	92%	8	55	5	18	18	16
6	5%	0	2	0	1	0	3
4	3%	0	1	0	0	2	1
計	130	100%	8	58	5	19	20



- ・その他、魅力ある割引制度の創出<設計事務所>
- ・保険料の割引は必要ないのではないのでしょうか<設計事務所>
- ・保険目的のCMAJ加入はCMAJとして奨励なのか?その場合CMAJに入会する際に十分な審査が行われないと優良なCM会社が損をする事が十分考えられます。<ゼネコン>
- ・保険料の割引については近い将来(CCMJ有資格者が増えた段階で)各々のCMプロジェクトでの有資格者による担当を保険付保の要件として氏名の届出を義務付けては?<その他>

11. その他コメント抜粋

- ・国の法的整備を推進してほしい。建築士は建築士法のように。現在は委任(準)しかなく制度を急いで欲しい。<発注者>
- ・保険も有り難いが一方でCMにおけるリスクとその回避の方法等、リスクマネジメントについて会員への情報提供や講習などの啓蒙が必要<設計事務所>
- ・構造偽装問題でさらに品質を含め保険制度の活用が求められています。建築主にとっては計画から建設・居住へと一貫した保証を求めているはず。夫々の位置付けを明確にする必要がありますし、建築主の多様な要求にも答える必要がありますので、建築全体にわたる保険制度の体系化が求められるのではないのでしょうか?<設計事務所>
- ・CMを普及させるため保険は必要だと思います。加入するメリットも考えてください。保険加入団体の公表等<設計事務所>
- ・マンション建設における偽造問題が発生しておりますが、建築工事においてはCM業者だけの責任として特定することは困難と思われる。従って責任の所在を明確化する法の整備も必要では?<設計事務所>
- ・この様な保険(PI)を新たに設定する為には実際に損保会社間で保険の約款・条件・保険料等の提案を競争させて入手して決めないと、全く使えない現在の日本の建築士会の保険と同じ様になる事を危惧する。<CM 専門会社>
- ・保険制度利用者間で損得の差が大きく出ないよう実績等によって保険料にランクをつけるなどできないでしょうか?また、保険制度開始後も継続的なデータ収集とランクのフォローアップ等をお願いしたいと思います。<ゼネコン>
- ・CMニーズの高まりと共に早急なCM保険の構築をお願い致します。<ゼネコン>
- ・①「職業上相当な注意」：補償対象となる事故については「職業上相当と思われる注意義務」が課せられますが、相当とされるレベルについては人によって見解がかなり違うと思われます。常設の委員会などの組織によってこの見解が統一かつ、ぶれないようにする必要があります。
- ・②支払われる保険金：「法律上の損害賠償金」とありますが、「法律上の」定義は?例えば裁判所等公的機関の調停による賠償とか関係者相互の示談による賠償も「法律上の」と考えられますか?
- ・③協力費用：被保険者が事故解決のために協力した費用については具体的な例示が<その他>
- ・保険も大変結構ですが、その対象(元)となる業務の需要の拡大・確保が必要であります。それが先ず先決です。勿論我々自身の自助努力はいうまでもありませんが(財)CM協会の今後の社会的要請に対する活動を期待します。<その他>

12. まとめ

今回のアンケート結果におきましては、保険制度委員会が想定しているCMR賠償責任保険概要について概ね回答者の理解が得られている結果となりました。保険料(掛け金)水準については、具体的な%数字を出してもらい業務報酬額に対して1～3%回答が多い結果となりました。また頂いたコメントでは、保険制度及び協会への注文、懸念、応援内容を沢山頂きました。

皆様から頂きました貴重なご意見を参考に、より良い保険制度創設を早期に立ち上げたいと思っております。

保険制度委員会

■ 保険制度委員会報告第2回アンケート調査

1. はじめに

昨年度は、保険に関するアンケートを実施し、各会員のリスク担保の状況及び意識についての回答を基に、CM保険の可能性並びにその創設課題について検討を進め、02年度活動報告並びに保険制度中間報告として取り纏め、会報6号・7号に掲載に致しました。

今年度は、今後のCM業務に関する保険制度創設へ向けて、現状の実態及び会員の意識について更に深く掘り下げるべく、昨年度の追加補強アンケート調査を実施致しました。

今回の追加補強アンケートは、441の会員企業・団体へ発送し代表者からの記名回答をお願いしたところ、148の企業及び団体から回答を頂きました。(今回の回収率は33.5%。前年度は129/371=34.8%) また今回の148回答のうち、殆どの設問に対して「無回答」であった8企業(団体)を集計から除外させて頂き、有効回答数は140とさせて頂いた上で、以下の通り集計・分析致しました。

集計結果では「無回答」が多く含まれている設問もありますが、これは回答者の位置付けによって回答できない設問があるためで、以下記載している分析結果の表・グラフでは「無回答」を除去して考察しているものがありますので、あらかじめご了承下さい。

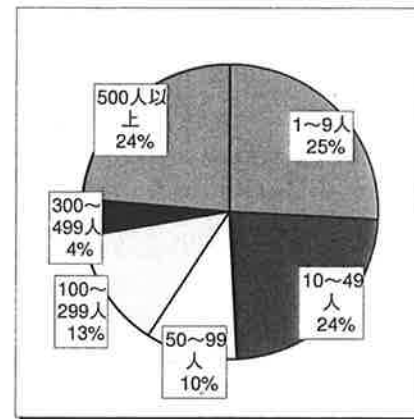
※以下アンケート結果集計表・グラフ及び考察等の記載の中で、「設計・積算事務所」を「設計事務所」あるいは「設積」と表記しております。また、掲載コメントは紙面の関係上抜粋としています。

(当掲載は、アンケート結果の抜粋としています。詳細については、CMAJホームページに掲載予定です。)

2. 企業規模について

昨年のアンケート回答に比べ、10人以下規模の割合が増え、500人以上規模が減った。今回アンケートにおいては、大規模企業の回答率が少なかった事もあり、単純に「小規模企業が増えた」とは言いえないだろう。

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 1~9人								
② 10~49人	36	26%	1	24	2	1	3	5
③ 50~99人	33	24%	0	13	5	0	11	4
④ 100~299人	14	10%	0	5	1	1	6	1
⑤ 300~499人	18	13%	1	7	1	1	7	1
⑥ 500人以上	6	4%	0	2	1	2	1	0
計	33	24%	8	1	1	7	12	4
	140	100%	10	52	11	12	40	15

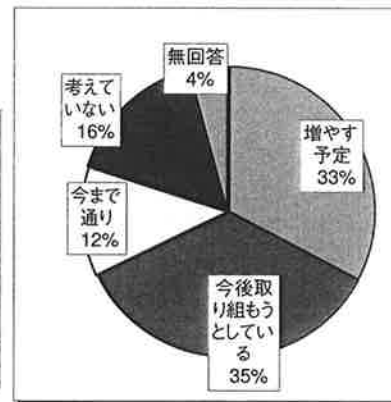


3. 今後のCM業務受注(経験)意欲について

1 今後、貴社の受注(経験)の中でCM業務全体の割合を増やそうとしていますか

全体では「増やす予定」「今後取組もうとしている」とする、拡大意向の企業が68%を占める。業態別に同様の割合をみると、発注者60%、設計・積算事務所80%、CM専門会社82%、サブコン57%と過半数を占めるのに対しゼネコンは41%という結果になっている。

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 増やす予定								
② 今後取組もうとしている	46	33%	2	16	9	1	10	8
③ 今まで通り	49	35%	4	26	0	4	13	2
④ 減らす予定	17	12%	2	6	2	1	4	2
⑤ 考えていない(又はその他)	0	0%	0	0	0	0	0	0
⑥ 無回答	22	16%	2	3	0	6	10	1
計	6	4%	0	1	0	0	3	2
	140	100%	10	52	11	12	40	15



<理由コメント>

増やす予定

- 社会的ニーズがある【設計・積算事務所】
- 地方では専門業者への発注機会が増すため【設計・積算事務所】
- CMを普及させたい【CM会社】
- 責任施工を明確にするため【サブコン】
- 適正価格で受注【サブコン】

今後取組もうとしている

- いづれこの方向に流れていくと思う【サブコン】

今まで通り

- 現状建設システムの改善に対してCM方式が最善か検討中【発注者】
- 内容の不明確な点がある為【サブコン】
- ゼネコン・設計事務所とのギブ&テイクのため【サブコン】

考えていない

- コストダウン追求が多く、品質・工程・安全管理の総合的考えに基づく価格が反映されていない【サブコン】

2 CM形態での受注(経験)増減予定はどのようなものですか

イ ピュアCM(純粋CM)

無回答を除いた集計全体では、62%が「増やしたい」と考えている。業態別に見てみると、ゼネコン以外はすべて過半数を超える結果となっている。

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 増やしたい	55	62%	4	22	7	2	12	8
② 今までどおり	15	17%	2	5	3	1	3	1
③ 減らしたい	1	1%	0	0	0	0	1	0
④ 考えていない	18	20%	2	4	1	4	7	0
計	89	100%	8	31	11	7	23	9

※無回答51社を除去集計

ロ CMアットリスク

無回答を除いた集計全体では、過半数が「考えていない」状況で、「増やしたい」という明確な意識は27%に留まっている。前設問のピュアCMに対する意識と比べ、無回答数が増加していることから、CMアットリスクに対しては各社方向性が見えていない様子が窺える。CM専門会社でさえ67%が「考えていない」と回答している。

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 増やしたい	16	27%	0	4	2	2	5	3
② 今までどおり	9	15%	1	2	1	1	2	2
③ 減らしたい	3	5%	0	0	0	0	3	0
④ 考えていない	32	53%	3	7	6	5	10	1
計	60	100%	4	13	9	8	20	6

※無回答80社を除去集計

ハ 設計+CM

無回答を除いた集計では、全体の過半数が「増やしたい」という意識であり、業態別では設計・積算事務所の8割が「増やしたい」と考えている。CM専門会社を除くと回答者の半数が「無回答」で、「考えていない」を含めると約7割を占める。

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 増やしたい	36	51%	1	20	4	2	4	5
② 今までどおり	11	16%	1	2	4	1	1	2
③ 減らしたい	1	1%	0	0	0	0	1	0
④ 考えていない	22	31%	2	3	1	4	10	2
計	70	100%	4	25	9	7	16	9

※無回答70社を除去集計

3 CM施工パターンでの分離発注(パッケージ分類による発注業務)の受注(経験)増減予定はありますか

無回答を除いた集計全体では「増やす予定」「取組もうとしている」とする拡大意向の企業が57%を占める。その反面約25%は「考えていない」である。業態別での拡大意向の割合をみると、発注者が70%と高く、設計・積算事務所68%、サブコン63%がそれに続いて高い。全体的に回答が分かれたが、各々の業態毎に考慮すべき事情があるようである。

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 増やす予定	24	21%	4	5	1	0	10	4
② 取組もうとしている	41	36%	3	20	2	2	12	2
③ 今までどおり	19	17%	0	6	5	3	3	2
④ 減らす予定	2	2%	0	1	0	0	0	1
⑤ 考えていない	29	25%	3	5	3	4	10	4
計	115	100%	10	37	11	9	35	13

※無回答25社を除去集計

<理由コメント>

<p>増やす予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スケルトン対応等、内装工事の分離の可能性あり【発注者】 ・専門業者との直接契約により品質落とさずコスト削減を追求できる【発注者】 ・コストダウン【設計・積算事務所】 ・現在一番需要が多いと思われる【設計・積算事務所】 ・適切なコストで責任と権限を実現すべきであるから【サブコン】 ・現状の問題が多い為の改革として【サブコン】 	<p>今まで通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メリットを十分見定める必要あり【CM会社】 ・非常に高度な技術と労力を要するため急激には増やせない【CM会社】
<p>今後取り組もうとしている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施主ニーズに合わせて業務展開する可能性を開くため【CM会社】 ・利益確保【サブコン】 	<p>減らす予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手間が掛かる【設計・積算事務所】 ・経営分析がしっかりしてる専門業者のみで施工したい【その他】 <p>考えていない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現分離発注型はリスク回避できていない（境界問題）【発注者】 ・発注者としてのリスク負担に対して理解されていない【発注者】 ・現在の日本の建設業界に合うか疑問である【設計・積算事務所】

4. 昨年アンケート調査以降、損害賠償請求を受けた又は請求した事がありましたか

昨年は2団体が損害賠償請求を受けたという回答があったが、今回はゼロであった。

5. 損害賠償請求に近いところまでいったヒヤリハット事例はありますか

全体の約6割がリスク負担について「整理しなかった」と回答している。業態別にはCM専門会社とゼネコンは7割以上が「整理した」と回答しており、意識の高さが窺える。

6. CMR経験者にお尋ねします。

過去のプロジェクトにおいてCM業務の責任所在につき、誰がどの範囲までのリスクを負担するのか、整理されましたか

全体の約6割がリスク負担について「整理しなかった」と回答している。業態別にはCM専門会社とゼネコンは7割以上が「整理した」と回答しており、意識の高さが窺える。

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① した	23	42%	2	3	8	5	0	5
② しない	32	58%	2	15	3	2	5	5
計	55	100%	4	18	11	7	5	10

※無回答を除去集計

7. CMR以外のCM参加経験者にお尋ねします。

過去のプロジェクトにおいて、CM業務の責任所在につき、誰がどの範囲までのリスクを負担するのか、業務実施前に、契約図書又は依頼者に確認されましたか

全体の6割以上が「確認した」と回答、当然のことながらCM参加経験者のリスクヘッジの意識の高さが伺える。業態別には、設計・積算事務所の「確認しなかった」割合の高さが目立つ。

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 確認した	33	65%	5	4	3	3	12	6
② 確認しない	18	35%	1	9	0	1	7	0
計	51	100%	6	13	3	4	19	6

※無回答を除去集計

<理由コメント>

確認しなかった理由

- ・実績のある会社だから【発注者】
- ・どのようなリスクが発生するかよく分からなかった【ゼネコン】
- ・確認しても明快・公平に回答できる人がいなかった【サブコン】

8. CM業務のリスクについて

分離発注方式のCM業務において、プロジェクト関係者が受けるリスクの主なものはどのようなものとお考えですか

多くの企業（団体）の方から、多くのコメントを頂いた。それだけ現状での分離発注方式に対する不安が大きい為ではないか。また設問3-3の回答で表れているように、今後分離発注方式を「増やしたい」「今後取組みたい」企業が多い事から、コメントを頂いたリスクの回避を何とかしたい、何とかしてもらいたい、表れでもあるのでは。

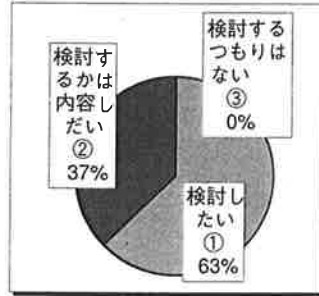
回答者	発注者の被るリスク	設計者の被るリスク	監理者の被るリスク	ゼネコンの被るリスク	サブコンの被るリスク
発注者	・マネジメント能力不足による工期の遅れ、品質の低下、コスト増 ・CMRがどこまで発注者の意向を実現できるか・工事区分の調整・確認までできるCMRがいるか・ゼネコンのかわりを本当にできるか。	・顧客要求の伝達ミス ・各関係者間の責任、権限、詳細、整理の不十分による品質、コスト、工期の最適化が図られない可能性がある	・検査、検収の繰り返し	・調整能力の不足による手戻り(工事・会議・書類)	・調整能力の不足による手戻り(工事・会議・書類)
設計事務所・積算事務所	・工事金額(プロジェクトのコスト)が工事完了するまで確定できない・請負に較べて工事に直接関与する度合いが高いため、専従者が必要 ・契約施工者の経営破綻 ・工期遅滞に伴う営業損失(近隣問題含む)・指示・承認誤りに伴う問題 ・自然災害	・設計変更が容易なため、発注者がしばしば変更する事により業務が増える、日本では設計変更業務に対して対価を請求するのは難しい	・分離発注工間の総合工事工程の検討不足による監理業務の増加並びに工期延長による監理期間延長に対するリスク	・分離発注選定業者における倒産等における手待ちも能力不足施工者による手直し等によるコスト増に対するリスク	・CMRの施工者間の工事調整不備により生じる手待ち、手戻りなどによる工期遅れの回復作業等のコスト増に対するリスク
CM専門	・工事完成責任の所在・瑕疵担保責任の所在 ・施工者間の調整ミスをCMRが起した場合は工事費UPや工期遅延となるリスクが発生	・設計成果品不備による工事費の増大(設計変更・追加による)	・分離発注工間の調整業務の分担	・分離発注工間の調整業務の分担。現在の設備分離発注でも実状はゼネコンが調整業務を担当している	・人材の確保と育成、工期遅延に係る負担
ゼネコン	・CMRが公正でない場合、不当な工事費になる可能性がある	・設計者は自分の役割を明確に果たしていれば分離発注によって特にリスクが生じると思えないが、今までゼネコンに担っていた設計者の責任分担を自ら果たさなければならなくなる	・監理業務の増大	・工事の遅れ、工種間隙間の発生。工事遅延による経費の増大、追加工事費用の発生。	・手待ちによる経費の増大・作業効率の悪化による人件費の増大
サブコン	・契約窓口が多くなり書類等の増加		・業者間調整が難しくなる(工程等)、設計変更等による請負金額の増減が生じた場合、発注者、ゼネコン、サブコンの調整役をしなければならなくなる	・施工と設計のミスがはつきり出来るか・サブコン間の調整は誰がするのか	・契約内容の確認(工事範囲)・横断的に他工事(種)とのスケジュール、工事範囲・出来高確認・品質の確認・トラブル発生時の責任の所在
その他	・分離発注工間の調整不足に起因する資材納期遅れや手戻り工事発注による工期遅延、工事費アップ	・発注者と設計者(複数)の間での調整不足による設計期間の延長、手直し工事の発生	・各作業(監理対象)の責任区分が不明確な部分	・分離発注工間調整不足に起因する工期遅れ、工事検収遅れ	

9. CMR以外のCM参加者の経済的損失をカバーするCM保険が商品化された場合についてお尋ねします。

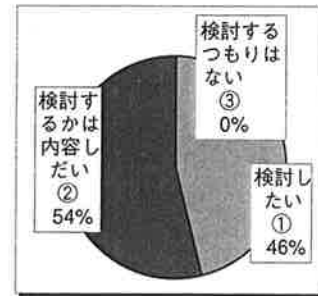
付保する検討をしますか、又は付保すべきと考えますか

いずれの回答者からも「検討するつもりが無い」という回答はなく、当然のことながら、経済的損失をカバーする方策については全参加者が、時勢・内容を見極めて検討する姿勢であることが窺える。

CM業務者にお尋ねします



CM業務者以外の業務参加者(発注者含む)にお尋ねします

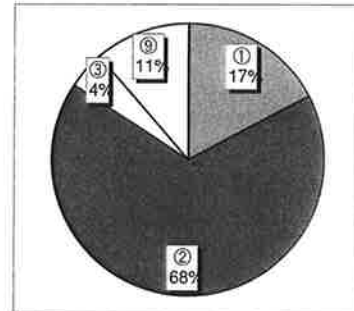


10. 紛争の調停機関について、お尋ねします。

損害賠償訴訟におけるCM保険適用可否判断を行う上で業務過失判断が必要ですが、どんな機関で判断すべきとお考えですか。(CM業務は準委任行為である為、無過失責任は無いが過失責任は在る。)

全体の7割弱がCM協会による判断、2割弱が保険会社と被保険者による当事者判断が望ましいと回答している。業態別では、CM専門会社の6割以上が「保険会社と被保険者」による判断を望む一方、他の全業態ではCM協会による判断を望む声が圧倒的に多い結果となった。

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 保険会社と被保険者で行うべき	24	17%	0	8	7	4	5	0
② CM協会(例:紛争処理委員会)が行う方がよい	94	67%	7	34	3	7	29	14
③ その他のご意見	6	4%	2	3	1	0	0	0
④ 無回答	16	11%	1	7	0	1	6	1
計	140	100%	10	52	11	12	40	15



<理由コメント>

その他のご意見(抜粋)

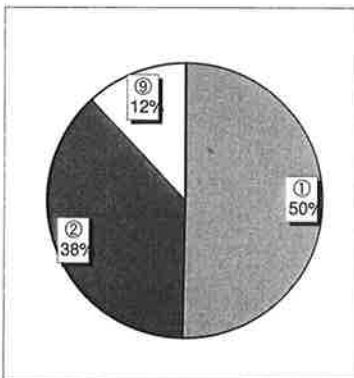
- ・ 専門的要素が強い業務であるため損保会社だけの判断は難しいと思うが、「CM協会が、会員であるCMRの業務過失判断を公平・中立に行える」事を発注者に納得させるのはかなり困難と考える【発注者】
- ・ 業務過失判断はCM協会【例:紛争処理委員会】の専門的意見を踏まえて保険会社と被保険者で判断する方がよい【発注者】

11-1. CM保険料支払い者、又はCM保険に付保すべき被保険者は、誰が適切か

イ 保険料の最終負担者はどの立場の人とお考えですか

無回答を除くと全回答が「発注者」と「CM業務者」に分散したが、約半数が「最終負担者は発注者」と認識している。業態別に見ても「発注者」の割合が高いが、設計・積算事務所は「CM業務者」であるとする回答が若干上回った。

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 発注者	75	50%	4	22	7	6	27	9
② CM業務者	56	38%	4	25	4	4	13	6
③ 設計者	0	0%	0	0	0	0	0	0
④ 監理者	0	0%	0	0	0	0	0	0
⑤ ゼネコン	0	0%	0	0	0	0	0	0
⑥ サブコン	0	0%	0	0	0	0	0	0
⑦ 無回答	18	12%	2	8	0	2	4	2
計	149	100%	10	55	11	12	44	17



<理由コメント>

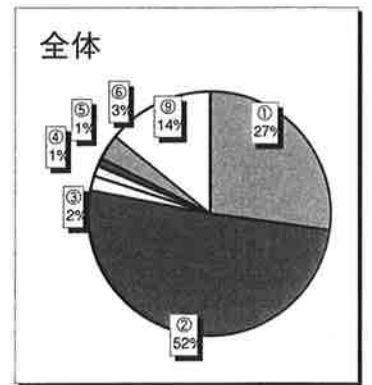
その他のご意見(抜粋)

- ・ CM協会に、CMを完璧に理解し且つ、経験的判断する能力に疑問あり【CM会社】

ロ どの立場の人がCM保険を付保する被保険者になるべきでしょうか。

最終負担者が誰であるかの意識とは別に、回答企業(団体)の半数強が「被保険者はCM業務者」と認識している。発注者、CM会社、ゼネコン及び設計積算事務所にその意識が高い。

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 発注者	42	27%	2	15	4	2	12	7
② CM業務者	79	51%	6	29	7	8	20	9
③ 設計者	3	2%	0	0	0	0	3	0
④ 監理者	2	1%	0	0	0	0	2	0
⑤ ゼネコン	2	1%	0	0	0	0	2	0
⑥ サブコン	5	3%	0	0	0	0	5	0
⑦ 無回答	22	14%	2	11	0	2	6	1
計	155	100%	10	55	11	12	50	17



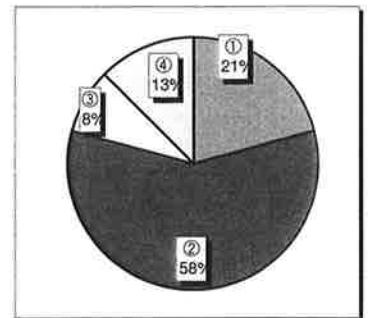
11-2. 発注者の立場の方にお尋ねします。

CM保険に限らず、工事関連の保険を一括して発注者が被保険者として付保することへの可能性について

無回答を除いた集計全体で、2割が「検討したい」と回答し、「内容しだい」を含めると、約8割を占める。

- ① 検討したい
- ② 検討する内容は内容しだい
- ③ 検討するつもりはない
- ④ CM保険だけなら検討したい

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 検討したい	5	21%	1	0	1	0	1	2
② 検討する内容は内容しだい	14	58%	5	4	0	1	3	1
③ 検討するつもりはない	2	8%	2	0	0	0	0	0
④ CM保険だけなら検討したい	3	13%	1	1	0	0	1	0
計	24	100%	9	5	1	1	5	3



<理由コメント>

検討したい

内容次第

- ・ CM市場規模が小さくても早期実現の可能性がある。発注者の総合保険に組み込むことが出来れば、負担が軽減されると考える【その他】
- ・ メリットのイメージが分かってから【発注者】
- ・ 発注者である当社はリスクを負う事を考えてはいない【発注者】

12. まとめ

昨年アンケート調査において窺えた回答者の「リスクに対する不安」は、今回の調査結果において、多くのCM業務を拡大したい会員企業が、具体的なリスクに不安を抱いている事がより鮮明に窺えた。また、保険制度確立後におけるCM保険適用可否判断については、CM協会の役割に期待する声が大きく、保険制度創設への協会としての課題と言えよう。

<2003年度 保険制度委員メンバー紹介>

委員長 道本佳明 三菱地所設計
担当理事・委員 小国利明 東光電気工事

WG1(現状調査) 委員

主査 河内敬次 NTTファンリテーズ
宮井俊章 高橋カーテンウォール
古川幸男 六興電気
藤田 裕 ロイズジャパン
黒澤孝志 東光電気工事

WG2(リスク調査・約款検討) 委員

主査 大林 泉 東京海上火災
伊藤恭介 サンケイビル
杉本浅次 三菱地所設計
木田 浩 損保保険ジャパン
有原隆雄 横河ブリッジ
三浦光純 ニッセイ同和損保

鈴木 豊 マチュ・プロカー・ジャパン
樋口輝二 総合地所
田村貢大 三機工業
小川真隆 三菱地所設計
清水 茂 東光電気工事
高麗一夫 京都大学工学部

■ 2008年度 保険制度委員会より
CM業務の保険に関するアンケート結果報告

1. はじめに

会員皆様のご協力を得て今年4月からの保険運用が始まりました。今回のアンケートは現状の保険商品に対して魅力ある保険かどうかの皆様の認識把握、及び今後の保険制度向上を目指すために皆様のご意見を頂く目的で調査させて頂きました。調査結果は、協会の法人又は個人事業主数596社の内、回答を頂いたのは個人会員も含め88通で回収率は14.8%でした。この内、内容を確実し有効回答を85票とさせて頂き、下記の通り集計・分析を致しました。
(紙面の関係上、アンケート時に頂いたご意見・ご要望は抜粋としております。また頂いたご意見・ご要望に対する回答につきましては、11/末頃にCMAJホームページに掲載予定ですので、そちらを参照して下さい。)

<掲載上での凡例 設積:設計事務所・積算事務所、GC:ゼネコン、SC:サブコン、CM専門会社:主たる業務がCM業務である回答者、CM提供者:CM業務にて報酬を得ている回答者>

2. 貴社のCM業務に携わっている(専任・兼務問わず、社員・非社員問わず)人数は次のうちどれですか

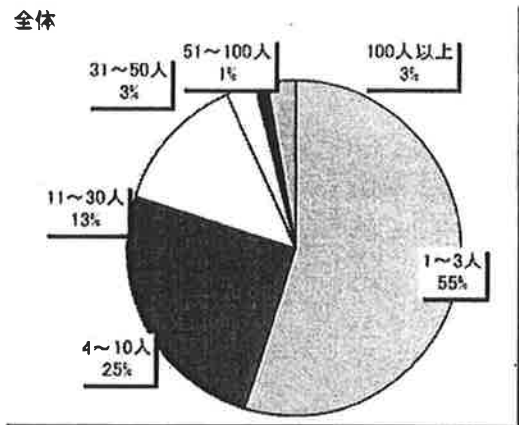
全体では「3人以下」が55%を占め、「10人以下」となると80%を占める。
2006年に比べ1人~3人が縮小し、4人~10人及び11人~30人が増加した。

- ① 1~3人
- ② 4~10人
- ③ 11~30人
- ④ 31~50人
- ⑤ 51~100人
- ⑥ 100人以上

合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
41	55%	1	20	2	2	12	4
19	25%	0	10	5	1	1	2
10	13%	1	4	2	1	1	1
2	3%	0	1	1	0	0	0
1	1%	0	0	0	0	0	1
2	3%	0	0	1	1	0	0
計	75	100%	2	35	11	5	14

- ⑨ 無回答

10	0	2	1	3	2	2
----	---	---	---	---	---	---



3. 貴社の年間のCM業務報酬額はどのくらいですか (CMデザイン、CMアットリスクの場合は設計・工事費は除く)

CM提供者では「1000万円未満」が30%を占め、「5000万円未満」では60%である。
2006年に比べ業務報酬1億円以上の割合が増えた。

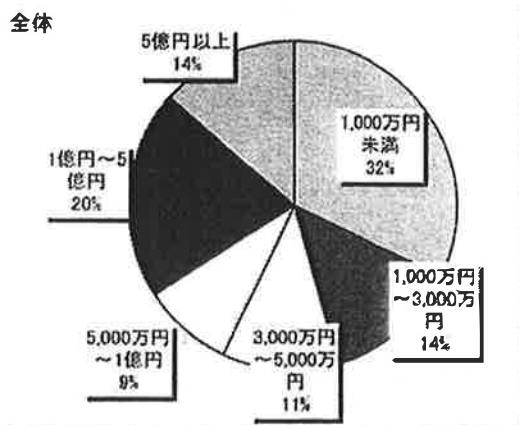
- ① CM業務としては0
- ② 1,000万円未満
- ③ 1,000万円~3,000万円
- ④ 3,000万円~5,000万円
- ⑤ 5,000万円~1億円
- ⑥ 1億円~5億円
- ⑦ 5億円以上

※CM報酬があるとの回答のみをグラフ化の対象とした

合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
38		1	16	0	4	12	5
14	32%	1	7	0	1	3	2
6	14%	0	3	3	0	0	0
5	11%	0	3	1	0	0	1
4	9%	0	1	2	0	0	1
9	20%	0	4	4	0	1	0
6	14%	0	2	1	2	0	1
計	44	100%	2	36	11	16	10

- ⑨ 無回答

3	0	1	1	1	0	0
---	---	---	---	---	---	---



4. CM業務上で責任を問われたことがありますか

2004年に比べ、賠償責任を問われた例が2件から5件に増え、CM業務リスクは増えている。CM専門会社では、70%以上が賠償請求・クレームの経験がある。

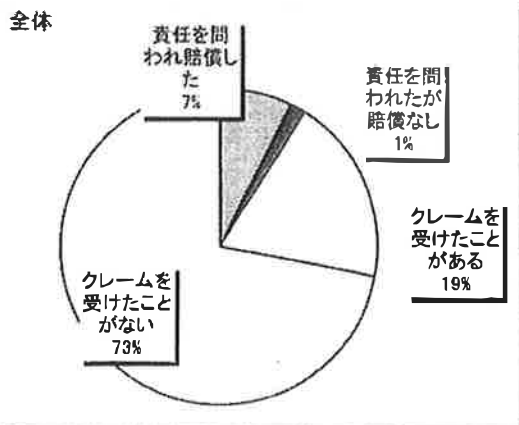
※2006年は同様の設問が無かったため2004年と比較した

- ① 責任を問われ賠償した
- ② 責任を問われたが賠償なし
- ③ クレームを受けたことがある
- ④ クレームを受けたことがない

合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
5	7%	0	3	2	0	0	0
1	1%	0	0	1	0	0	0
13	19%	0	6	5	1	0	1
49	72%	2	21	3	4	11	8
計	68	100%	2	30	11	5	11

- ⑨ 無回答

17	0	7	1	3	5	1
----	---	---	---	---	---	---



5. CM賠償責任保険に類する他の保険に加入していますか

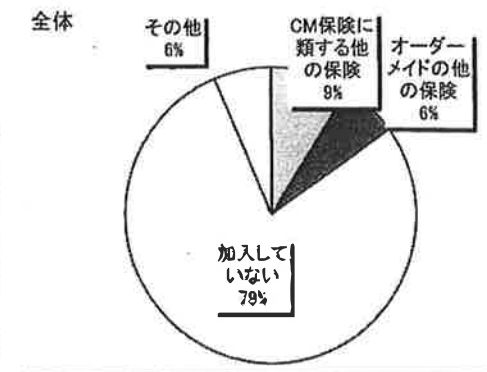
回答者の90%以上がCMRの賠償保険に加入していない。
CM提供者でも約75%が賠償保険に加入していない。

- ① CM保険に類する他の保険
- ② オーダーメイドの他の保険
- ③ 加入していない
- ④ その他

合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
7	9%	0	5	1	1	0	0
5	6%	0	3	1	0	1	0
61	79%	2	24	9	5	13	8
5	6%	0	4	0	0	0	1
計	78	100%	2	38	11	6	14

- ⑨ 無回答

7	0	1	1	2	2	1
---	---	---	---	---	---	---



6. 発注者等より保険加入を求められた又は尋ねられたことがありますか

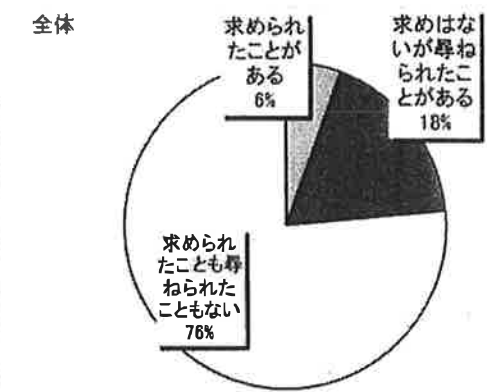
約25%が保険加入状況について発注者から問われている。
CM提供者では34%が保険加入状況について発注者から問われている。

- ① 求められたことがある
- ② 求めはないが尋ねられたことがある
- ③ 求められたことも尋ねられたこともない

合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
4	6%	0	2	1	0	0	1
13	18%	1	6	1	2	2	1
55	76%	1	26	9	2	10	7
計	72	100%	2	34	11	4	12

- ⑨ 無回答

13	0	3	1	4	4	1
----	---	---	---	---	---	---

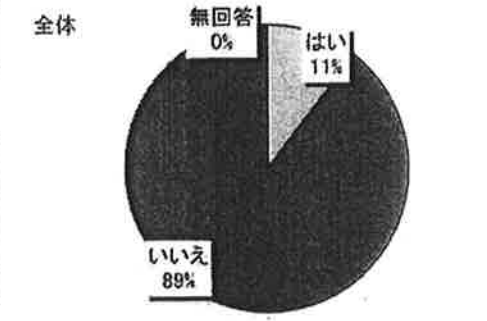


7. 日本CM協会のCM賠償責任保険に加入しましたか

全回答者の約10%が保険加入した。
CM提供者では約20%が保険加入した。

- ① はい
- ② いいえ
- ⑨ 無回答

合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
9	11%	0	6	1	0	0	2
76	89%	2	31	11	8	16	8
0	0%	0	0	0	0	0	0
計	85	100%	2	37	12	8	16

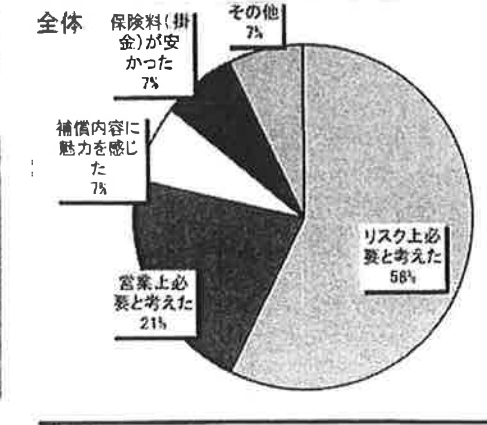


B. 上記7で「はい」と回答された方へ】その理由を教えてください(複数回答可)

加入理由としてリスク上必要と考えた人が圧倒的に多い。

- ① リスク上必要と考えた
- ② 営業上必要と考えた
- ③ 発注者等から求められた
- ④ 補償内容に魅力を感じた
- ⑤ 保険料(掛金)が安かった
- ⑥ その他

合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
8	58%	0	5	1	0	0	2
3	21%	0	2	0	0	0	1
0	0%	0	0	0	0	0	0
1	7%	0	1	0	0	0	0
1	7%	0	1	0	0	0	0
1	7%	0	1	0	0	0	0
計	14	100%	0	0	0	0	0



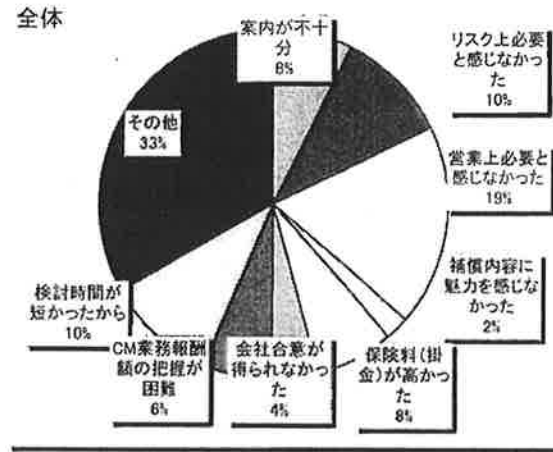
9. 【上記7で「いいえ」と回答された加入しなかった方へ】その理由を教えてください(複数回答可)

加入しなかった理由は個々の会社により回答が大きく異なっている。リスクを感じながら時間的な問題で加入しなかった会社も多い。

- ① 案内が不十分
- ② リスク上必要と感じなかった
- ③ 営業上必要と感じなかった
- ④ 補償内容に魅力を感じなかった
- ⑤ 保険料(掛金)が高かった
- ⑥ 会社合意が得られなかった
- ⑦ CM業務報酬額の把握が困難
- ⑧ 検討時間が短かったから
- ⑨ その他

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① 案内が不十分	7	8%	0	5	1	0	0	1
② リスク上必要と感じなかった	10	10%	0	4	3	0	2	1
③ 営業上必要と感じなかった	18	19%	1	6	0	2	8	1
④ 補償内容に魅力を感じなかった	2	2%	0	1	1	0	0	0
⑤ 保険料(掛金)が高かった	7	8%	0	4	2	0	1	0
⑥ 会社合意が得られなかった	4	4%	0	2	1	0	0	1
⑦ CM業務報酬額の把握が困難	6	6%	0	3	0	1	2	0
⑧ 検討時間が短かったから	10	10%	1	2	5	1	0	1
⑨ その他	32	33%	0	16	2	3	7	4
計	96	100%	2	43	15	7	20	9

全体



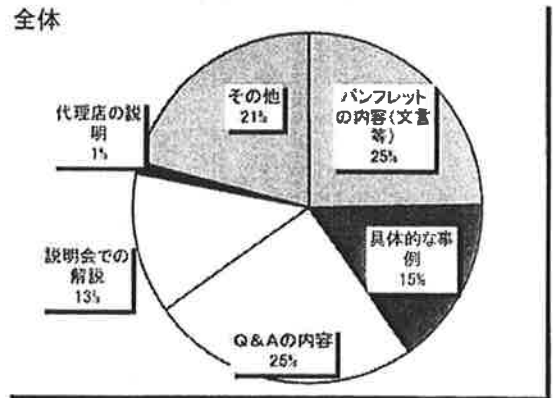
10. 商品内容について、どのあたりがわかりやすかったですか(複数回答可)

パンフレット内容及びQ&Aの内容の理解度が高い。設問11のわかりにくかった回答数よりもわかりやすかった回答数の方が多い。

- ① パンフレットの内容(文言等)
- ② 具体的な事例
- ③ Q&Aの内容
- ④ 説明会での解説
- ⑤ 代理店の説明
- ⑥ その他

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① パンフレットの内容(文言等)	19	25%	0	10	2	2	3	2
② 具体的な事例	12	15%	1	6	1	0	2	2
③ Q&Aの内容	19	25%	0	5	3	3	4	4
④ 説明会での解説	10	13%	1	4	2	1	1	1
⑤ 代理店の説明	1	1%	0	1	0	0	0	0
⑥ その他	16	21%	1	6	2	1	4	2
計	77	100%	3	32	10	7	14	11

全体



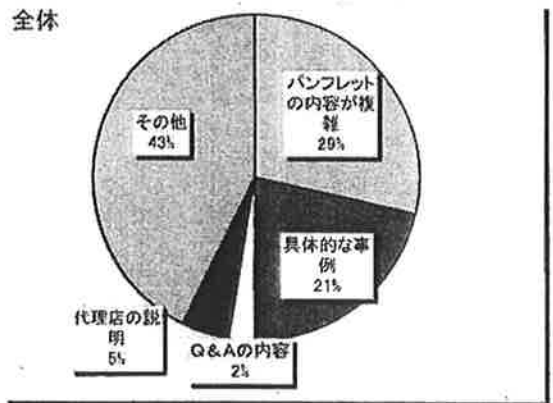
11. 商品内容について、どのあたりがわかりにくかったですか(複数回答可)

内容をさらにわかりやすくすることが必要とされている。賠償の具体的な事例の紹介が求められていることが分かる。

- ① パンフレットの内容が複雑
- ② 具体的な事例
- ③ Q&Aの内容
- ④ 説明会での解説
- ⑤ 代理店の説明
- ⑥ その他

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① パンフレットの内容が複雑	12	29%	0	7	1	2	0	2
② 具体的な事例	9	21%	0	6	3	0	0	0
③ Q&Aの内容	1	2%	0	0	0	0	0	1
④ 説明会での解説	0	0%	0	0	0	0	0	0
⑤ 代理店の説明	2	5%	0	1	0	0	1	0
⑥ その他	18	43%	1	8	3	2	2	2
計	42	100%	1	22	7	4	3	5

全体



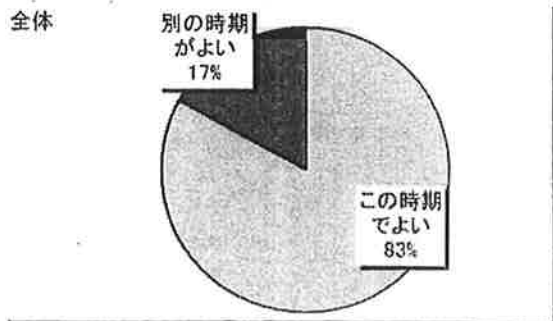
12. 募集時期(1月~3月)について

この時期でよいが8割を超えた。

- ① この時期でよい
- ② 別の時期がよい
- ③ 無回答

	合計	割合	発注	設積	CM	GC	SC	他
① この時期でよい	49	83%	2	24	4	5	8	6
② 別の時期がよい	10	17%	0	3	2	2	0	3
③ 無回答	0	0%	0	0	0	0	0	0
計	59	100%	2	27	6	7	8	9

全体



④ 無回答

④ 無回答	26		0	7	1	3	5	1
-------	----	--	---	---	---	---	---	---

コメント集抜粋 (回答者のコメント内容)

- ・パンフレットに記載されている事例の数を増やしてほしい。保険料をもう少し下げてほしい。
- ・設計者の標準業務(1206号)の改定に伴うCM業務への影響の反映。設計者の加入している専門家賠償責任保険とCM保険との中間領域についてのオプション業務の可能性(エンジニアリングレポートの作成。LCC、PML、etc)
- ・具体的金額を記載するなど例をもっと増やしてほしい。
- ・発注者支援業務(公共土木工事)などのCM業務と類似した業務はCM保険の対象となるのですか。
- ・随時加入が可能とならないか。また、案件(プロジェクト)毎の加入が可能とならないか。
- ・保険約款が「普通保険約款」「特約条項」「オプション特約」の3種類もあり解りづらい。また、保険の専門用語・組立て書かれており、これも解りづらい。
- ・保険のパリエーションをもっと増やしてほしい。
- ・設計の賠償責任保険は免責事項が多すぎて使い物にならないのが現状ですが、CM保険はどのようなのでしょうか。

第1回加入募集期間中に代理店へ寄せられた問い合わせとその回答

No	問い合わせ	回答
1	業務報酬料が設計管理契約に含まれているため、金額が明確に区分されておらず申告しにくい。	他業務に含まれている場合、CM部分の割合等につき外部から見ても合理的といえる数字を自主的に判断いただき申告願います。事故の際に申告数字の妥当性について検証することがあります。
2	契約が数年にわたる長期プロジェクトの場合の申告は?	報酬額の経理上の計上年度に従って申告してください。
3	契約名義にCMという名称が入っていないが、保険の対象となるか?	パンフQ&A1をご参照ください。標準業務に該当すれば、CM保険の対象となります。
4	CMRの資格がない従業員が行ったCM業務が保険の対象となるか?	保険加入が法人加入(全社そうになっている)の場合は、法人の従業員が業務として行ったCM関連業務で、標準業務に該当するものは対象となります。
5	法律上の損害賠償責任の負担は、示談行為、和解契約によるものでも対象になるのか?	必ずしも訴訟によらない場合も、法律上の損害賠償責任は発生します。ただし、示談、和解等の前に保険会社の了解を必ず取ってください。
6	建築主などからの質問に対する回答も助言に該当するか?	回答といった行為も助言になりえます。ただし、具体的な事情によって「書面による不適切な助言」に該当するかどうか判断されます。

<保険制度委員会より>

- アンケートからは下記の点が窺える。
 - ・CM業務拡大(売上拡大の会社が増)と共に、リスクがより顕在化してきた。
 - ・設計・監理業務においてコンサル的業務上で発生した賠償請求に対し、加入している建築家賠償責任保険で補償可能と誤解されている回答がいくつかあった。
 - ・CM保険加入は、募集期間以外の随時加入が出来ないのでは、と誤解されている回答がいくつかあった。
 - ・業務リスク上保険に加入したという回答がいくつかあった反面、CM業務ではリスクはほとんどないと捉えている回答もいくつかあった。
 - ・補償可否事例をパンフレットにいくつか掲載しているが、可否判断が分かりづらいという意見もいくつかあった。
- 新パンフレットでは「補償対象事故チェックシート」を追加し、補償の可否について判断しやすくしていますが、今後は更に賠償請求事例を集めた事例紹介に努めて参ります。
- 保険料率や補償対象損害賠償内容など保険商品の根幹部分の見直しは、事故率把握も含めて今後の課題としています。
- 新規加入の募集期間は、2009年1月5日~3月13日を予定しております。当機関紙に同封しているの新パンフレットをご確認下さい。

少しでも魅力ある保険を目指し努めて参りますので、今後とも皆様のご協力を宜しくお願い致します。